

平成29年第2回砂川市議会定例会

平成29年6月13日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

- 議案第 2 1 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 号 平成 2 9 年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 平成 2 9 年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3 号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問

辻 勲 君

小 黒 弘 君

多比良 和 伸 君

○出席議員（12名）

議 長 飯 澤 明 彦 君

議 員 増 井 浩 一 君

増 山 裕 司 君

佐々木 政 幸 君

武 田 圭 介 君

沢 田 広 志 君

副議長 水 島 美喜子 君

議 員 多比良 和 伸 君

中 道 博 武 君

武 田 真 君

辻 勲 君

小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

議 員 北 谷 文 夫 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会教育長 高 橋 豊

砂川市監査委員 栗 井 久 司

砂川市選挙管理委員会委員長 其 田 晶 子

砂川市農業委員会会長 渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長 角 丸 誠 一

病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総務部審議監	近 藤 恭 史
市民部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	湯 浅 克 己
建設部技監	荒 木 政 宏
病院事務局長	氏 家 実
病院事務局審議監	朝 日 紀 博
病院事務局審議監	山 田 基
総務課長	東 正 人
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

- 議長 飯澤明彦君 休会中の本会議を再開します。
本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。
- 議会事務局長 峯田和興君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、北谷文夫議員であります。
- 議長 飯澤明彦君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第 3号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第15号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急処理事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第 1 号 平成 29 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 平成 29 年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第 1、議案第 3 号 個人の市民税に係る砂川市税条例の臨時特別に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 4 号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 市の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号 砂川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 砂川市介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 28 号 砂川市公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 29 号 砂川市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 30 号 砂川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 平成 29 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 29 年度砂川市病院事業会計補正予算の 32 件を一括議題とし

す。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 多比良和伸君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

6月12日に委員会を開催し、委員長に私多比良、副委員長に佐々木政幸委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第3号から第32号、第1号及び第2号の一般会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第3号から第32号、第1号及び第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号から第32号、第1号及び第2号を一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。私は1点について一般質問をさせていただきます。

オアシスパークの利活用について。水害から流域の住民を守るための施設、砂川オアシスパークや周辺エリアは、平常時には住民の方々が憩いの時間を過ごす場として、散歩や釣り、各種イベントなど四季を通してさまざまな利活用がされています。昨年2月からは砂川オアシスパーク管理棟のさらなる利活用を通し、水辺の美しいまちづくりから地域振興を目指した協議会が設立される予定で議論されてきていると聞いているところです。そ

ここで、砂川オアシスパークの今後のさらなる利活用の考えについて伺います。

(1) 昨年8月の台風、水害により、ハマナスの花が植えられているハマナスの楽園の状況について。

(2) 各団体による砂川オアシスパーク清掃活動は行われているのか。

(3) 砂川オアシスパークの利活用検討を進めている協議会について。

その1つ目として、目的、構成等内容について。

2、砂川オアシスパークの利活用はたくさんの市民が関心を持っていると考えるが、市民に対してのアピール等について。

3、市として経済的な支援や国、道に対しての働きかけなど今後の事業展開について。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 (登壇) 大きな1の砂川オアシスパークの利活用の(1)、(2)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)昨年8月の台風、水害により、ハマナスの花が植えられているハマナスの楽園の状況についてであります。ハマナスの楽園につきましては、石狩川の河川改修にあわせて都市公園である石狩川水系砂川緑地の一部として平成11年度に砂川オアシスパークと隣接する河川敷の3.6ヘクタールの敷地にハマナス約1,500株を植え、その後毎年市民団体の協力をいただきながら100株程度の補植を行っているところであります。昨年8月の台風でもたらされた大雨に伴い、石狩川の水位の大幅な上昇が生じ、これにより緑地の施設が水没し、ハマナスの楽園も泥で覆われた状態となりましたので、復旧作業としてハマナスについた泥を払うとともに、園路に堆積した土砂の除去を行ったところであります。

次に、(2)各団体による砂川オアシスパーク清掃活動は行われているかについてであります。砂川オアシスパークは砂川遊水地として国が管理する区域と砂川市が石狩川水系砂川緑地として管理する区域で構成されており、それぞれのエリアに応じて草刈りや清掃などの維持管理を行っているところであります。全体で180ヘクタールと広大な面積があり、利用者が捨てたと思われるもの、不法投棄された粗大ごみ、パンケ歌志内川から流れ着いたものなど、多くのごみが見られるものであります。このことから、雪解け後やイベントの開催などに応じて、市民が中心となる団体がそれぞれの活動の一環としてボランティアの清掃活動に取り組まれているものと考えているところであります。市といたしましても感謝申し上げなければならないところであります。砂川オアシスパークは、多くの市民に利用される憩いの場であるとともに、貴重な観光資源でもあり、さらには洪水調整という遊水地の本来の機能を果たすためにも、市民の皆様の支えも受けながら適切な維持管理を行っていきたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から大きな1の（3）砂川オアシスパークの利活用検討を進めている協議会についてご答弁申し上げます。

初めに、①、目的、構成等内容についてであります。砂川オアシスパークではラブ・リバー砂川夏まつりや納涼花火大会、石狩川下覧権など、国土交通省の占用許可をいただき、さまざまな水辺を活用した事業を実施しておりますが、平成23年度より河川敷地の占用に関する規制が緩和され、地域活性化等の観点から飲食店やオープンカフェ等の営業を行う事業者等による河川敷地の占用を可能にするなど、水辺空間を生かしたにぎわいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能となりました。河川敷地の占用許可申請には推進主体として民間団体等と行政が連携した協議会組織の設立が条件となることから、砂川オアシスパークのさらなる利活用を通じ、周辺の景観、歴史、文化などの観光資源や地域の創意を生かし、地域振興に向けた取り組みを検討することを目的に、平成28年2月3日に砂川オアシスパーク周辺利活用調整協議会設立準備会が設立されたところであります。現在は、設立準備会の名称をオアシスパークからゆめまちづくり協議会設立準備会と改め、構成団体等が毎月1回集まり、オアシスパークの利活用について勉強会やグループ討議を行い、水辺とまちづくりに関する基本方針等を盛り込んだかわまちづくり計画の作成や推進主体となる協議会の設立に向けて検討を進めております。構成団体等は、砂川観光協会、砂川商工会議所、砂川青年会議所、新砂川農業協同組合、すながわスイートロード協議会、NPO法人オアシス、砂川遊水地水面利用協議会、石狩川下覧権、あじさいの会、デザイナー、石狩川振興財団となっております。事務局は札幌開発建設部滝川河川事務所と砂川市が担っております。

続きまして、②、オアシスパークの利活用に関する市民に対してのアピール等についてであります。現在設立準備会ではオアシスパーク管理棟及びその周辺を活用した飲食の販売等を試験的に実験できないか、市内事業者等に投げかけており、実施時期や事業の周知方法などの協議を行っております。試験的な事業を何度か実施し、問題点の解決を図りながら、今後推進主体となる協議会が作成するかわまちづくり計画に基づき、効果的なPR方法を協議会において検討していくこととなっております。

続きまして、③、市として経済的な支援や国、道に対しての働きかけなど、今後の事業展開についてであります。現在推進主体となる協議会の設立準備を進めている段階であることから、市として経済的な支援や国、道に対しての働きかけなどは行っていないところであります。今後推進主体となる協議会が作成するかわまちづくり計画に基づき、構成団体等と協議を行いながら、市としての支援や国、道に対しての働きかけなど必要な支援について検討してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目の質問ですけれども、オアシスパークにつきましては

私自身も大変思い入れがありまして、13年も前から市民団体の中に入り、何とかオアシスパークを観光の名所として、市民の集いの場所として水面、空間を利用した活用ができないかとの思いで皆で活動を起こし始めておりました。そのころは滝川河川事務所のほうでも、洪水の施設ということで植樹をする制限をされたり、危険ということもあって浮島等に行くこともなかなか許可してくれなかったり、かなりの縛りがありました。でも、だんだんと利活用もされなくてはどういうことで、いろんな市民団体が活動したり各イベントが行われるようになってきたという経過をたどっていると思っております。景観の分野でも、先ほどお話がありましたアジサイの花が植栽されたり、過去にはアジサイを地方からバス2台で見学に来たということもあったりしているのです。

そこで、今建設部技監のほうからハマナスの楽園の水害の補修、維持管理等についてもお話がありました。それで、ハマナスというのは水にも強いということであそこに植栽されたのかなとも思っているのですけれども、ここ10年くらいの間に2回くらい水についているようです。ハマナスという花は北海道の花でもあり、また皇太子妃の雅子様の花でもあるということから、そしてまたハマナスの楽園というのであれば本当に楽園にしようというようなことから、私も市民団体の中に入って今お話がありましたように毎年植栽をしてきているところであります。また、この場所で、せっかくハマナスの実があるので、子供たちと一緒にジャムづくりの実験を行ったりもしましたし、また何年か前から立派な案内看板も設置されましたし、また去年は介護しているある娘さんが母親を車椅子に乗せてハマナスの花の散策に何度か来ておりました。そんなこともされておりますし、また北菓楼さんのはまなすの恋というお菓子が製造されておりますので、北菓楼さんからも植栽のときにはプレゼントにはまなすの恋を提供していただいているという思いもあるのです。

大抵海のほうに咲いているハマナスの花なのですけれども、石狩の河口なんかにもありますように何とか花見の名所にしたいという、そんな思いもあるのですけれども、そんなことから再度の質問として、今後このようなことからハマナスの楽園をどのように、補修、維持管理はしていくということなののですけれども、どのように考えているのかということ、何かあればお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 ただいまのご質問は、今後のハマナスの楽園の管理のあり方というお話だと思うのですが、昨年水がつかましたハマナスの楽園につきましても今年度におきましては花をつけているというような状況で、例年と同じような形になっておりますので、今後につきましても園内の草刈りを中心に管理させていただくということとあわせて、植栽等でご協力をいただいている市民団体の皆様のご協力も得ながら、ハマナスの楽園の管理につきましても市民の憩いの場となるような形になりますように管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 (2) 番目の河川の清掃についても今答弁あったとおりかと理解しておりますけれども、ほかにオアシスパークを管理している北海道開発局の札幌開発建設部でも石狩川流域美化活動ということも毎年行っておりまして、その建設部より市民団体に依頼されて、この時期5月から8月ぐらいまで清掃活動を行いまして、オアシスパークでもそういう活動をされておりまして、そして建設部に報告して、実地調査というのが行われているということもありますので、それもいいアピールになるかなというふうに思っておりますけれども、そこで今後も河川清掃とイベントを組み合わせた活動も考えていけるとよいかなと思っておりますけれども、市としても今後この清掃活動について何かできるのかどうかという対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 砂川オアシスパークにつきましては、水面部分の近くにごみがたまりやすいというような状況の特徴がございまして、この部分につきましては国が管理されている区間でございます。この部分につきましては、市職員がごみ拾い活動をさせていただいているほか、市民団体が行うごみ拾い活動にも参加させていただいている状況でございますので、このようなボランティア活動が今後とも充実されていきますように市としてもいろいろな面で考えていきたいと思っておりますのでございます。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、(3) についてなのですが、今部長さんのほうからお話ありましたように、昨年2月に砂川オアシスパーク周辺の利活用調整協議会設立準備会を開催したということで、私もオアシスパークを利用する団体の代表としまして本年の3月まで約1年近くそちらに参加しておりましたので、ある程度の内容は理解しているところなのですが、今までにオアシスパークというのはたくさんの方々の市民の方々、団体が砂川市を含めてイベント等を行ってきているところでありまして、そのとき、昨年は私としても今部長さんのほうからお話ありましたように準備会が立ち上がったことに対しても大変うれしく思いましたし、観光協会だとか商工会議所、青年会議所、農協の代表が参加するということ、市を代表するそういう団体が参加するということに、これは今までの一団体の利用ということではなくて、いよいよ期待できるかなと思っております、喜んでおりました。

今お話ありましたように、平成23年からですか、規制緩和もされてオープンカフェなどはできるのでないかというようなお話もあったのですが、そこで1つ質問なのですが、その当時の滝川河川事務所の所長さんは、あの地域にはカフェというか喫茶店が、朝日町内というのですか、結構営業している方もいるので、そういう方も一緒に連動してというようなお話もあったのですが、そのことについてどのように考えているか、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 議員さんおっしゃるように、もともとはなかなか利活用が難しい河川あるいは河川敷地だったのですけれども、平成23年から規制緩和がされまして、その前からも地域を限定しての規制緩和というのがあったのですが、平成23年からは地域限定なしで利活用がしやすくなったという経過があります。その中で、周辺の利活用ということで協議会の準備会が始まりまして、滝川河川事務所からの説明の中では、カフェを開きたい事業者があれば、そういうことも可能だという説明がありました。その事業者につきましては、近隣でなくてもそれはかまわないということですので、手を挙げたところがあれば、それが協議会の中でそこにお任せしようかということになれば、そこにお任せできるという仕組みになっておりますので、今は準備会の中で試験的にやってみようということで幾つかの事業所に声をかけていまして、そこでの実験結果がうまくいけば、今後の協議会設立後の事業者の選定に当たっても生かしていけるのではないかと考えているところです。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 わかりました。それで、実際に昨年からそのように準備会で議論が始まっていく中で、いろんなアイデアが当然出てきているわけですが、私も感じてはいたのです。皆さんもそうだったと思うのですが、いいものがたくさん出てきて、どれを取り上げていいのか、なかなか落としどころがないかなという状況でもあったというふうに昨年1年間はあるのです。その中では当然参加できない月もありましたので、私自身もそういうこともありましたし、私が参加できないことがあって、次の会議に参加したところ、例えば観光協会を移転してこちらに持ってきたらどうかというような話もされていたということで、その次の会議に出たときにそういうことがあったので、大丈夫かなと、国の施設にそんなことができるのかと思ってもおりましたけれども、そのことについての議論もできなくて、とにかくいろんなアイデアが出ているという、そんな状況ではないかと思っております。

そんな中で、今お話ありましたように、できることから、オープンカフェとかを実験的にやっていたらという話もありましたので、それはそれでいいかなと思っておりますけれども、そこで次の質問は、かわまちづくり計画、その計画に向けて準備会をやっているということもあるのですが、そのことについてお話しできる部分があれば、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 設立準備会の中で今協議会の設立に向けての準備会ということでございますが、かわまちづくり計画をつくりましても、国土交通省で行っている事業でかわまちづくり支援制度というのがございます。その中で国のいろいろな支援をいただくためには、協議会の中でかわまちづくり計画をつくって、川を利用したまちづくりと今やっているまちづくりとを融合しながら、より一層河川とか河川敷地を憩いのある場に

していこうという、そういった国土交通省の考えにのっとった制度でございまして、その中でかわまちづくりというのは、支援制度の中で言われているのは河口から水源地までさまざまな姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの資源や地域の創意に富んだ知恵を生かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携のもと、実現性の高い水辺の整備、利用に係る取り組みを定める。それがかわまちづくり計画というものになります。かわまちづくり計画を作成するのはこれから設立される協議会なのですけれども、今その設立に向けての準備の中でどんなことが考えられるかというアイデアを各団体から自由に出していただいているという状況で、それと並行して設立に向けての動きもしていくのですけれども、設立した段階ではかわまちづくり計画をつくりまして、その後それを河川局長のほうにこんな計画ができましたということで、認定をいただくということになります。認定をいただいた後に国からソフト事業、ハード事業における支援が受けられるということですので、それに向けてです。その時点になれば具体的に協議会における事業としてソフト事業、ハード事業が見えてくるのかなと思っておりますが、その事業につきましては5年間で検証しながら、必要な変更をしながら、さらなる支援をいただいくというような、そんな支援制度になってございますので、まずは今協議会を設立して、その中でかわまちづくり計画の作成に向けて皆さんの関係団体のお知恵をかりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 わかりました。詳しくかわまちづくり計画のことについてお話しいただきました。ただ、今その中で5年間ということなので、要はこの事業の結果が出てくるのは5年かかるということなのではないでしょうか、その辺の確認と、②番に入っていくのですけれども、市民の意見、思いがどこまで反映させられるのかということが大事になっていくのではないかと思います。それで、協議会の設立に向けて準備が進められているのですけれども、市民に対しての何かしらのアンケートをとるとか、フォーラムをすとか、何かそういったことは考えていかれないのでしょうかということなのです。

それから、もう一つ、女性もどんどん入ってきてほしいというような話も準備会の中であつたと思うのですけれども、この会議の中に今後ある市民団体が私も議論に入りたいというような参加希望があつた場合には、それは可能かということについて伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 4点ほどご質問があつたかと思います。

先ほど説明の中で5年という話をさせていただきましたが、かわまちづくり計画が地域の状況を踏まえて計画登録後に変更登録、または最初の5年が終わって変更登録した場合、その後少なくとも5年以内に登録内容や取り組み状況を推進主体と河川管理者と共同で検証して、必要に応じて計画の変更を行う。そのサイクルが5年以内というふうに支援制度

の中で規定されております。なので、言って、やっただけではなくて、きちんとその成果を見ながら次につなげていくという、そのサイクルが5年というような捉え方になっております。

あと、市民意見の吸い上げ方なのですけれども、今はまだ設立準備会、準備している最中でございますが、協議会が立ち上がった後には協議会のメンバーだけではなくて広く意見を吸い上げるということは必要だと思っておりますので、そういったことについては私たちのほうから協議会のほうに投げかけたいと考えております。

また、女性、あるいは入りたいという団体とかということでございますが、協議会設立準備会の中でも女性ですとか子育てをされている方の意見も聞くべきだというような意見もありましたが、今はまだそういった方をメンバーに入れているという状況にはありません。ただ、あじさいの会ですとかというところで、あと青年会議所とか、女性のメンバーも中には入ってきていただいていますし、財団の職員にも女性がいますので、そういったところでは女性の意見もある程度反映されているかなと考えております。

あと、今こういった取り組みをしているということを知ったほかの団体ですとか、あるいはこういう団体も中に入ってもらったほうがいいのかということが準備会の中で話が出れば、それは今までも随時協議するメンバーに入らせていただいておりますので、そういったことがあれば柔軟に対応していくものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、③のことについてになるのですけれども、この3月の会議のときには、1年間に出てきたアイデアをまとめるというのですか、デザイナーの方により絵としてすばらしい公表が出てきたのです。先ほど言った浮島に橋で渡られたりですとか、管理棟のオープンカフェのことだとか、あるいは12号線に今大きな案内板があるのですけれども、そこが例えば川の駅だとかいろいろな部分の決められたことになってくれば、本当に観光客が入ってくると思いますので、そういうことでいずれにしても協議会が立ち上がったからの計画になっていくということですから、今後に期待するのですけれども、一言言わせてもらえれば、このような協議会というのは思えば平成20年の市立病院の建てかえのときにも砂川遊水地、福祉、川づくりというような整備計画のワークショップを行いまして、市立病院だとか建設部、経済部、市民団体、河川事務所ということで、今のようなワークショップ、会議も開かれていたのですけれども、頓挫してしまいましたけれども、今後このようにならないように期待するところでもありまして、協議会が設立される、またゆめまちづくりですか、すばらしいそういう名前も出てきておりますので、期待をしておりますけれども、何かあれば最後に答弁を受けますけれども、なければ私の質問はこれで終わります。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君 先ほど議員さんおっしゃったように、平成23年度に規制が緩

和されまして、滝川河川事務所あるいは石狩川振興財団のほうもこれを機会にということ
で、オアシスパークの管理棟は建物としても魅力ある建物ということでございますし、外
の景観もすばらしいということから、河川事務所や石狩川振興財団もそこを生かした観光
振興を市とともにやっていきたいという思いがあって、今進んでおります。そういったと
ころで、まだ時期は申し上げられないのですけれども、協議会の設立に向けて事務局とし
てお手伝いのできたらいいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 最後に、私のほうから考え方についてちょっと申し上げます。

一昨年、砂川市にスマートインターができて、そこからどう人を誘導しようかとい
うのが一番の課題でございました。それで、一昨年、ラブリバー、花火大会のときに石狩
川振興財団の森田局長と話をして、何とか屋上で試験的にビアガーデンができないだろ
うかという話をしましたところ、それは財団のほうではオーケーだということで、パークホ
テルに頼んだのですけれども、時間がなかったのと人員の関係で現実的にはできなかった
というのがありまして、そこから端を発して、いろいろ中で食事をする場所がないとどう
しても人が年中通して来るようなスタイルにはならないということで、何とか検討したい
というのが今の流れにつながっておりまして、先ほどのかわまちづくり計画ですけれども、
私は北海道の河川環境整備促進協議会の会長をしております、道内の147市町村が加
盟しているわけで、ことしの6月の国土交通省の要望の中でも砂川市のかわまちづくり計
画の要望書は書類の中に記載をしております。何とか市民の力もかりながら、食事ができ
て、人が集まるような計画をつくってもらって、それを実現化していきたいと考えており
ますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を行います。

まず、第1点、協働のまちづくりについてお伺いします。砂川市は、第6期総合計画に
おいて目指す都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」と定め、その実現に向け、
協働によるまちづくりの推進をまちづくりにおける共通した考えとして掲げ、協働のまち
づくりに取り組んでいます。今後新庁舎建設に向け、協働のまちづくりの推進はより一層
重要性を増していると考え、以下について伺います。

- 1 点目は、協働のまちづくり指針の浸透と協働意識の向上について。
- 2 点目は、協働のまちづくり指針の考え方に基づいた施策の具現化について。
- 3 点目は、協働事業を調査、評価、公表する仕組みづくりについて。
- 4 点目、町内会以外の市民活動団体に対する支援策の検討について。

最後に、5 点目、条例化、例えば協働のまちづくり条例などに向けた研究についてであります。

大きな 2 点目としては、砂川警察署の再編統合についてお伺いします。砂川警察署と滝川警察署の統合について、昨年 1 月 15 日号の広報すながわで、市として統合に賛成ではありませんが、地域に配慮した考えが示され、北海道警察の責任において治安強化を願うところです。今後は、未確定な部分を詰めていきながら、道警と十分協議し、市民の安全、安心を確保したいと考えています、と掲載されてから市民への周知がありません。そのような中、本年 2 月末に新聞報道されたのは、北海道警察が砂川警察署と統合される滝川警察署の平成 32 年度に完成する新庁舎の基本設計費を予算計上したとの内容でした。砂川警察署の再編統合はどのように進んでいるのかお伺いをいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 2 点についてご質問がございました。順次お答えいたします。

まず、1 点目、協働のまちづくりについてご答弁を申し上げます。初めに、(1) のまちづくり指針の浸透と協働意識の向上についてであります。協働のまちづくり指針は、市民の皆様と市が同じ方向に向かって共通認識を持って協働のまちづくりをより活発に展開していくことができるように、理念や推進の基本的な方向性を示すために平成 25 年 4 月に策定いたしました。指針策定時には、広報すながわ及びホームページで砂川市協働のまちづくり指針を策定したことをお知らせするとともに、概要版を全世帯に配布したところでございます。その後は、出前講座、市民活動等入門講座、ステップアップ講座、協働のまちづくり懇談会を毎年実施しており、さまざまな機会を通して指針の浸透と協働意識の向上に努めているところでございます。協働意識については、一朝一夕に醸成するものではなく、小さな施策の展開を毎年こつこつと継続的に実施することが重要であり、今後もさまざまな機会を通して指針の浸透と協働意識のさらなる向上を目指していきたいと考えているところであります。

続きまして、(2) の協働のまちづくり指針の考え方に基づいた施策の具現化についてであります。指針では、啓発活動の推進、人材育成の推進、市民と市の相互理解の推進、体制づくりと支援策の推進、取り組みの評価や見直しの推進の 5 点について展開していくこととしており、1 点目の啓発活動の推進では、出前講座や市民活動等入門講座、町内会や市民活動団体への加入案内、広報すながわやホームページによる啓発などに取り組んでいるところでございます。2 点目の人材育成の推進では、市民活動等入門講座に加え、入

門講座の受講者などを対象としたステップアップ講座の開催などを実施してまいりましたが、年々参加者数の減少があり、講座受講者のアンケート結果や生の声を聞いて講座の見直しを図ったところでございます。既に周知を始めておりますが、今年度は新たに市民活動などの意義や役割、各地の事例などを含めた地域で活躍するためのノウハウについて学ぶ地域力アップ講座を来月より5回開催し、継続して人材育成を行う予定であります。3点目の市民と市の相互理解の推進では、市民活動団体登録制度による市民活動団体の活動状況の共有化、協働のまちづくり懇談会の開催、協働のまちづくり企業訪問などを実施しているところでございます。4点目の体制づくりと支援策の推進では、協働のまちづくり庁内推進会議を設置し、支援策では町内会には地域コミュニティ活動支援事業、町内会以外には市民活動団体登録制度の創設や各種公的団体等による補助制度の情報提供など、側面的な支援を行っております。5点目の取り組みの評価や見直しの推進では、砂川市における協働にかかわる事業及び評価一覧の作成により、協働事業の公表や協働の評価に取り組んでいるところでございます。

続きまして、(3)の協働事業を調査、評価、公表する仕組みづくりについてであります。評価については協働事業を分析し、評価することで改善点を見出し、新たな取り組みに生かすため、平成25年度より各所管部署において事業評価を実施するとともに、協働事業の透明性を確保し、市民理解の向上を図るため、砂川市における協働にかかわる事業及び評価一覧としてホームページで公表しているところであります。なお、平成27年度より各所管部署と関係団体での双方評価を行い、次の計画立案や事業改善に努めているところでございます。

続きまして、(4)の町内会以外の市民活動団体に対する支援策の検討であります。市内で活動するボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の活動内容、会員募集などの情報を市に登録していただき、その内容を広報すながわや市のホームページで紹介することによって広くPRを図り、活動の活性化や会員の拡大、団体同士の連携につなげるほか、私も何かやってみたいと思っている市民の社会貢献活動への参加機会を拡充することを目的とした市民活動団体登録制度を継続して実施しているところでございます。また、前段にも触れておりますが、市民活動団体への直接的な補助につきましては、各種公的団体などによる補助制度の情報提供を実施しており、助成の実例も出ているところであります。市からの直接の助成につきましては、その対象団体、助成の手法などが多く、効果的な助成方法についても研究しているところであります。なお、地方公共団体の条例で指定されたNPO法人に一定の寄附を行うと個人住民税が軽減される税優遇制度につきましても、指定NPO法人から認定NPO法人へつなげ、減税額を増加し、NPO法人に対する寄附を増加させる直接的な支援策についてもあわせて検討しているところであります。

続きまして、(5)の条例化に向けた研究についてであります。指針では協働意識の高まりや取り組みの状況を踏まえながら、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明

確にする条例の制定も視野に入れて考えなければならないとしているところであります。協働のまちづくりを進めている自治体の条例の中には、内容的に砂川市の指針と同様のことが記載されている条文もあれば、より市民の役割が明確に記載され、参画について努力義務的な表現を使用している条例もあるところでございます。このようなことから、条例化につきましては協働のまちづくりをより活発に展開していこうと方向性を定めた指針の施策を取り進めていく中では、市民参加の実効性をあえて条例で定めなくても協働のまちづくりは十分進められるものと考えられ、現段階におきましては協働のまちづくりに関する条例化の必要性は少ないと感じているところでございます。

次に、2点目、砂川警察署の再編統合についてご答弁申し上げます。治安強化を目的とした砂川警察署と滝川警察署の再編統合については、昨年11月15日号の広報すながわにおいて、町内会連合会を通じて市民の皆様にお願ひした砂川署管内1市3町での統合反対の署名活動の状況や道警本部の統合に対する考え方、これに対する市の考え方など、これまでの経過について報告を行っておりますが、これとは別に昨年11月25日付で、町内会、自治会を通じ、市民の皆様へ改めて道警本部の統合に係る検討内容及びこれに対する考え方について回覧という形で報告を行ったところであります。北海道では、平成28年第4回道議会定例会で警察署の再編整備を行う警察組織条例を改正し、時期は明示しないものの、砂川署を滝川署に統合することを決定いたしました。また、29年度予算に滝川署の基本設計費が計上されたようでございます。以降砂川署の関係では具体的な進展は見えておりませんが、統合される滝川署の新庁舎より前に砂川警察庁舎を建設したいと聞いており、現在砂川警察庁舎建設に向けて庁舎建設候補地の選定に関する担当者レベルの協議を進めているところでございます。道警においては、当初の計画どおり32年4月をめどに砂川警察庁舎として運用開始に向けた作業を進めていると聞いています。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、順序に従っていきたく思っているのですけれども、今部長のお答えではこつこつと、一気にでき上がるのは協働のまちづくりとしてはなかなかできないので、こつこつと地道にやっていくというようなお話があったわけですが、いっとき派手にやっていたときがあったのです。善岡市長が平成23年に市長になられて、それから早速協働のまちづくりを推し進めようとまちづくり協働課という単独の課を立ち上げられました。それから、今のお話、私の質問でもあった協働のまちづくり指針をつくるまではかなり、まちづくり策定協議会も何回か開き、そして市民説明会も平成24年には3回ほど開いて、どれだけ市民と行政が協働でまちづくりをするというのが大切なのかということ、かなりの熱い気持ちでやられていたように記憶をしております。ただ、それが最近しぼんできてしまっているのかなと実は思っておりまして、先ほどのまちづくり

協働課というのまちづくりの協働指針ができたと同時になくなってしまって、今は市長公室課の中に協働推進係として小さく残っているという状況になっております。決してある程度目的を達成されたからといってまちづくり協働課がなくなったわけでもないでしょうし、今部長のお答えの中でこれは毎年こつこつとやっていくことなのだというようなお話もあったので、しばんでしまっているのかなと思うのは私だけかもしれないのですけれども、ただここで具体的に質問していくと、まず部長、こつこつというお話があったのですけれども、私は実は平成26年12月にも全く同じ質問をしているのですが、26年以降まさにまちづくりの指針の浸透と向上は進んでいるのかどうかというのをどう考えていらっしゃるのかをまずお伺いすると、それから協働事業の調査、評価、公表というのはとても大事なことだと思うのです。今もホームページで公表しているというお話だったので、市のホームページ掲載以外の公表の仕組みというのは今のところ考えていらっしゃるのかどうかをお伺いします。

それから、市民団体に対する支援策の関係ですけれども、NPO法人や市民団体等に対してホームページでいろいろこれも掲載していて、どなたも見れて、また参加も呼びかけているというようなお話もあったのですけれども、そもそも砂川市内には今現在幾つぐらいのボランティア団体があるものなのか、そしてどのくらいの市民の方々が参加しているのか。社協にはボランティアセンターというのがあって、また市のホームページのほうでは市民活動団体の紹介というようなこともされているのですけれども、社協のボランティアセンターと、それから市のホームページとの関係です。これはどんなふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、協働のまちづくり指針の浸透でございます。物事を始めるに当たって、初めの計画等々というのは非常に重要なところと考えているところでございまして、23年から協働のまちづくりに対する指針をつくっていこうということで、2年間にわたって非常に多くの会議等々を開きながら、一つの指針というものをつくった経過がございます。その後その指針、全戸配布もさせていただいたのですけれども、今度は実際に事業なりを考えながらやっていこうという時期に移りまして、皆さんがやりやすい、いろんな部分をやれるようにということで講座等々を開始しながらやってきたということがあります。指針自体が皆さんの頭の中にそらで覚えられるようなものであるかということ、当然それはないとは思いますが、協働のまちづくりという心構えという部分については一定程度あるものではないかと思っているところでございます。

次に、ホームページ等で公表しているわけでございますけれども、その他の方法はということでございます。協働活動の部分は130を超える市の事業でございまして、なかなかボリュームがあるということで、公表の手段としてはホームページを使わせていただいているということでございますので、情報量が多いということで、その辺はホームページ

以外の部分は難しいのかなという思いをしているところでございます。

それから、団体支援の方法でございます。どのくらいの団体があるか、それと市民の数はという、市民活動団体というくくりが二、三人で集まってお茶を飲みながら話をして何かしようというところから、年間計画を立てて、予算を組んで、監査をしていただきながら活動する団体、重いものから軽いものまで非常に多くあると思っているところなのですが、そこを全部把握するというのは残念ながら無理なことではございます、私どもで今把握している部分につきましては、社協さんのボランティア組織というのは当然把握しておりますし、そこらも踏まえて各団体さんに対して、ぜひ私どものほうに登録していただきたいということで、登録して皆さんに公表しましょうということでホームページに出している登録団体、今現在18ございますけれども、それについても社協とのダブリもありますし、社協に登録されているボランティア団体がわざわざそこまでしなくても結構ですということで登録されていないこともあります。また、先ほども言いましたように、本当に数少ない人数でやられている市民団体については私どもで把握していない部分がございます。団体登録については広報紙ですとかホームページとかでぜひ登録という周知しかできないということは、ご理解を頂戴したいと思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それなりに浸透している。つまり協働のまちづくりということがです。最近ちょっとしぼんでいるのではないのかというふうに私が言ったときに、それは私だけでしょうかと言ったときには市長も大いにうなずいていらっしゃったので、市長は浸透していると、協働のまちづくりも進んでいるというふうに考えていらっしゃるのだらうと思うのですが、最近第6期総合計画の第3次実施計画というのが出されまして、その数字を見て、私の感じているものが実は当たっていたのだなというのが数字の上でわかる資料があるのですが、第3次実施計画のいわゆる基本目標、目標に対しての平成27年で中間実績値というのを今回公表しているのです。幾つか紹介するのですが、そこがどういう基本目標のところかという、市民参画の推進というところに注目しました。一つのテーマとしては、まちづくりに市民の意見が反映されていると思う市民の割合、総合計画では現状値を平成21年にしています。このときは16.9%がそういうふうに市民の皆さんが思われていた。目標値、平成27年には26%を目標にしました。ところが、平成27年の中間実績値は15.1%、これは平成21年の現状値よりも下がってしまったのです。もう一つ、市が市民に対して行う情報提供が十分であると思う市民の割合、こちらは平成21年、現状値では31.8%でした。目標値は、パーセントを書かずに上上がりの矢印を目標にしています。平成27年はどうだったかという、こちらもう少しですけれども、残念ながら上向きの矢印でなく、下に下がってしまいました。もう一つ紹介します。市が市民の意見を聞く機会が十分であると思う市民の割合、現状値、平成21年では15.8%でした。これも平成27年の目標値は、パーセントを提示しないで上

向きの矢印を設定しています。ところが、残念ながら、こちらも中間実績値、平成27年では14.7%。それぞれが平成21年の現状値よりも平成27年段階で下がってしまっているという実績値を市がみずから出しています。

これはとても残念な数字だと私は思っています、数字というのは本当に冷たく、しかも正確に市民の気持ちをあらわしているものだと私は思っているのですけれども、一生懸命やっているとと思っているのに、市長もいろんな方々や団体といろいろと接してお話もしていると私もわかっています。なのにどうして、市民の皆さん方は市からの情報が十分に来ていない。あるいは、自分たちが言った意見が行政にどうして反映されていないのだろう。その数字がどうして下がってしまうのだろうと私は思うのです。私はある程度のその理由をわかっているつもりなのですけれども、それは市民の生の声を聞いているからなのですけれども、それをだんだん紹介していきたいと思うのです。

もう一つ、その情報がなかなか市民に市の思いとは別に伝わっていないということのあらわれが今の部長の答弁でも、ホームページによっての公開、これは情報量が多いからホームページ以外にはないのですとか、随分ホームページというものを強調されているのですけれども、実はホームページってなかなか情報って伝わらないものなのです。今砂川市のホームページのアクセス数というのは、平成28年度1年間通じて31万4,000件です。実は私もホームページをやっているのですけれども、私のホームページでは1年間で16万7,000件です。私一人でやっていて、皆さんはたくさんの部署を抱えながらやっていて、2倍いっていないアクセス数なのです。では、1日どのくらいかといったら、私ので1日大体460件、砂川市の場合で860件ぐらい。私もちょっと分析するのですけれども、1日460人が見てくれているかといったら、きっとそうではないでしょう。同じ人が2回、3回見る場合もあるし、特に私の場合は砂川市外の職員の方が結構見ているらしいのですよ、私のホームページ。こういうことは砂川市のホームページでも同じことが言えると思うのです。特によく砂川市に関心のあるご高齢の方々はほとんど、砂川市内の場合はインターネットの環境は随分悪いはずですが。となってくると、市のホームページを1年間で31万4,000件あるからといって、本当は市民のうち何人の方が見てくれているかということをもっと正確に考えていかないと、私は伝わっているように見えていながら伝わっていないと実は思うのです。

もう一つ、ボランティアの関係のお話をしていましたけれども、私もしましたけれども、社協にあるボランティアセンターと市のホームページで持っている市民活動団体の紹介がダブっているのもあるし、別々のものなのですけれども、本来であればボランティアセンターというのはどういう役割をするところかといえば、まさにボランティアのコーディネーターみたいなことをやらなければならない場所だと思うわけです。ボランティアをしたい方やボランティアを必要としている方の相談に応じたり、ご希望に応えたりするか、あるいはボランティア団体の調整を行っていくとか、社協がボランティアセンターをつく

ってやっているはずなのです。そこにあわせて、今度は市のほうもそこに取りかかっているってしまっているのです。どうもお互いに遠慮し合って、本来の目的であるただ紹介するばかりではなくて、このボランティア団体がお互いに共催してみたり、あるいはもっと参加する人たちがふえるために何か事業をやっていこうかということのをコーディネートする部分がそうなのなわけなのですけれども、今どちらもできていない状況だと私は思っているのですけれども、今お話しした件で部長、どんなふうにも私の今の話を聞かれて、市としてはどういうふうに感じているのかをお答えいただきたいと思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、協働のまちづくりの浸透度合いという部分で、総合計画の中間評価をした中で、現場としてはなかなか厳しい数値が出てきているところでございます。議員さん指摘のとおりでございます。5年間にわたる中で、当然協働のまちづくりの指針をつくる2年間もこれは含めての5年後の話でございますので、一概に指針だけつくったところで盛り上がりがあったかどうか、それ以降が協働のまちづくりの意識が低くなってきているかではないとは思っているところでございますけれども、実際の数字として出ているものを見比べながら、今後の5年間の事業というものを進めていかなければならないということでございまして、先ほどもちょっと紹介いたしましたけれども、講座の関係についても随時変えていかないと、やはりマンネリ化もするでしょうし、参加の人数も減っていたということで、今年度からは講座の名称も新たにしているところでございます。

それから、ボランティアセンターの関係でございます。社協がやっているボランティアセンターは、社協としての社会福祉法人としての事業として展開しているところであると思っておりますし、私どもがやっている市民活動団体、本当にボランティアなのかどうかというところ、市民活動の部分ですので、ボランティアという位置づけになるのか、それとも自分たちの趣味を広く皆さんでやりましょうというところの市民団体というものもあると思っております。一概に同じではないと思っておりますので、その辺は一定程度すみ分けはされているのではないかと思います。ただ、ボランティアというくくりであれば、社協のボランティアセンターさんに登録されている団体も非常に重要でございますので、私どもが事業をやる分については社協さんを通してご案内を差し上げたり、ぜひ私どもの講座にも出てほしいということで、ことしについてもPRしながら、一緒に講座をやりましょうということで、参加してくださいということでご案内しているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 心がこもっていないと私は思うのです。これから先って本当に協働のまちづくりって大事だと思うのです。これは、市長も当然そう思われていると思うのですけれども、実態としてさっきの数字も物語っているとも思いますし、それからこれまでも市民活動等入門講座みたいなのも何回か開かれて、最初のうちは皆さん参加していたはずで

す。先ほど部長がおっしゃったように、最近では参加者の減少が見られているからというお話です。何で減少が見られているかということを多少なりとも分析されたことがありますか、部長。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 具体的には、私というよりは所属課のほうで参加された聞き取りですとか、私は直接聞いていないものですから、そこは不十分な部分かもしれませんが、主催する側として参加された方に当然生の声というものを聞いておりますし、実際今年度の改正といたしますか、やり方を変えることについては今まで受けてきた方のご意見をもとに新たな形で進めていこうということをやっているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何で直接行かないのですか。どうして参加者が少なくなったのかということをもっとちゃんと調べないのですか。私はそれが部長の役割だと思うのですけれども、何でそんな答弁しかできないのですか。

では、私が答えます。これまで市民活動等入門講座で一生懸命アイデアを出したりお話をしてくられた市民の方々がたくさんいます。私は、市長との懇談だとか、いろいろなものの議事録を読ませていただくと、市長も当然覚えていらっしゃると思うのですけれども、たくさんアイデアが出ています。今一つ一つご紹介するには時間がないのであれなのですけれども、市民の方々からなかなかおもしろいアイデアが出ているのです。でも、私がおそのアイデアを一つ一つ見ていく中で、言われたことが何とか多少なりとも姿としてあらわされたというのはたった1個しかない。それは何かというと、看護師さんたちがたくさんいるので、街コンや婚活パーティーなんかはいいですよという意見が出ています。それが最近では実現できているかなと思うのですが、それ以外のいろいろなアイデアとか何かは全くそのままです。言いつ放し。聞きつ放し。私は、これは絶対市民の皆さんのやる気をそぐことだと思うのです。言った人は、もし何か協力してくれと言われたらやります。だけれども、せっかく言ったのに何にもならないとなったら、次はありませんと私は思っているのです。

今一番危機感を私が感じたのは、市役所庁舎建設のパブコメのときですけれども、パブリックコメントを募集したときに、こんなに大事な市民にも密接な市役所庁舎の基本構想をやるというパブリックコメントに1件だったのです。いよいよここまで来たかという感じも私はあるのですけれども、最近の話を1つだけします。この前市役所庁舎の市民のワークショップというのが開かれて、そのときにここでもいろんなアイデアが出てきたのですけれども、1つだけ、市役所庁舎の審議会の小篠会長さんから提案がありました。何の提案かということ、ここでいろんな意見が出たのだけれども、話を出しつ放しは嫌なので、フィードバックできるように、もう一回でも2回でも会議を開いてほしいと事務局にお願しているのです。ということは、このワークショップは多分予定では1回、皆さんの意

見を聞くで終わっていたのです。ところが、小篠会長は、それではもったいないから、事務局にお願いするからもう一回開いてくれと。僕は、そのときに言われました。もう一回でも2回でもやってもらうように小黒さんから頼んでと言われました。会長から頼まれたのではないですよ、出席者の方から頼まれたのです。こういう一つ一つのことをこつこつとやるというのは、違うこつこつではないですか。人の意見を聞いたら、それがどうなったかということを必ず返してあげなかったら、そこから先の興味って私は失われると思うのですけれども。

時間がなくなってきてしまったので、市長、協働のまちづくりってとっても私は大事だと思うのですけれども、市長のお考えを最後に聞かせていただきたいと思うのですけれども、お答えされるお気持ちはありますでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) たくさん例示されていますので、1つずつ反論するのはいかがなものかと思えますけれども、大きなくりで。

誤解されている分野もあるので、1つだけ言っておきますと、ボランティアの関係で社協と市のほうと言っていますけれども、市のほうで載せたのはボランティア団体の人が我々の活動しているのを写真で載せて市民に知ってほしい、そういう要望を受けて私は自分のところのホームページに団体の人がこういう活動をしているという内容を載せたということで、団体の人がモチベーションを持つために何とか知ってほしいという意図の要望を受けて載せたものですから、その辺だけは誤解をしないでいただきたいと。一つ一つそういうのが小黒議員さんは背景をわからずに話されているようでございますけれども、そこだけお願いしたい。

協働の関係でございます。どこの市町村の総合計画を見ても10年前から協働、協働と書かれていると、ただそれは協働という概念だけで、実際にどんな事業があるのかというのは全然行われていないというのが一般的な例でございます。公務員というのは計画とかをつくるのが得意でございますけれども、計画自体は目的ではないと、一つの手段ではないと。目的は、実際にそういう意識が市民にどこまで浸透するか。私は、総合計画は私の強い思いであの指標を入れました。恐らく思いどおりにいかなかったり、調査の手法が違ったりしてその真意が伝わらないこともあろうかと思えます。それはなぜかといったら、設問にいっぱい書いてしまうと膨大な量になって、みんなが答えてくれなくなるというがあるので、多少危険なアンケートになるのだろうなとは思っていましたけれども、あえて市民にその目標とそれがうまくいったか、いかなかったかを示そうというのが私の意図でございます。実験の段階ですから、必ずしもうまくいかない、思いどおりに市民が理解されていないというのは一つの目安としてはわかるだろうと、そのほうが公務員のほうがそれを見た上でどう次のやり方を変えていけばいいかという目安、自分たちを変えていくための手法として、あの指標は公務員にとっては非常に辛いことです。いい結果が出

るのもあれば、出ないのもあると。でも、そうやらなければ、市民にお願いする以上は公務員も変わっていかねばならないと、そういう思いで出したものでございます。

話を戻しますと、私が市長になったときに協働と言いました。ただ、私はそのときには何とか日本に例のない見守り組織をつくろうと、それには町内会を巻き込んでいかなかったらつけれないと。まさに協働なのです。それを実践でやっとうと。計画ありきではないのです。先に実践しよう。みんなでもわかってもらったほうが、一番難しい住民の責務だの、市の責務だの、議員の責務だのというのは載せるのはいいのだけれども、その前に実際に実践でみんなに動いてもらったほうがわかりやすいだろうと。だから、条例もつくりました。個人情報保護法がありますけれども、あれは私自身は福祉目的まで制限したのではないと、だから公開しよう。それは、弁護士2人と協議しまして、手続上でやられない方法を用いようということでやりました。ただ、4情報は一般の人が閲覧できるので、私自身はそんなにすごい秘密だとは思っていないのですけれども、そこまで条例をつくることによって、市長は本気で見守りの体制をつくるのだというのを町内会長にわかってほしかったからつくて、センセーショナルにみんなを巻き込むための手法として宣言条例みたいにして私はあれをつくりました。

そして、市の職員と町内会長さんと民生委員だとか、包括支援センターの人がみんな一緒になって対象者を拾って、1年半かけて、65歳以上の単身なり該当者と思われるところは全戸を回って、町内会長なり、民生委員なり、町内会の責任者の方が一緒になってやってくれた。これがまさに自分たちのところは自分たちで把握しよう。よく見守りを町内会と提携を結んでやりますと言うけれども、町内会長にしてみれば、対象者がいっぱいいるのに見守りといったって、それは現実的には継続性がないと、効果が出てこないだろうと。だから、対象者を絞って、この人たちだけを見守りしてもらおうというのが砂川市の見守りの方式です。それは、民生委員だとか、地域包括なり、町内会の人が市と一緒にならなかったら絶対できない。それがまさに私は協働だと思っていますから、同じ対等の立場でやりましょう。町内会長に負担をかけたくないと。例えば晴見団地だったら、この人とこの人とこの人だけ見守ってくださいと。それは年度によってかわっていくでしょうけれども、そうすると町内会は見守りができると。ただ黙って見守りをしろといっても、一生懸命やる町内会長もいれば、1年交代でやられるところもあつたりと温度差が結構激しいものですから、それをある程度負担をかけないやり方がうちの見守りの方式で、その方式というのは他市はちょっとやれないと言っていますけれども、それを認知症にもどんどんつなげていこう。私は実践の中で自然と、難しい責務だとか言わなくてもみんなが入っていくような協働のやり方をしようとしていて、小黒議員さんと目的は一緒だと思うのです。アプローチの仕方が違うと。

条例をつくれといったら、うちの職員はすぐつくってしまいますから、例はいっぱいあるので。ただ、つくるのが目的ではないと言いたかったのです。目的は、一緒にやりなが

ら、こういう形になるのだというのを市民に見せなかったら協働にはならないというのが私の考えでございまして、決して条例化しないとかという気はございませんけれども、とりあえず実践をやりながら、協働が後退しているのではないかと、そういうことではなくて、私は地域コミュニティを醸成するために町内会にいろいろな事業をやるための助成もしたりしながら、いろいろ出ていきますので、町内会長と話す機会は多いですけども、それが広く町内会の会員さんまでいっているかどうかというのは、恐らくそういうところが数字に出てきたりしているのか、分析したりいろいろ話を聞いてみないとちょっとわからないところがありますけれども、あれはつくる時に言ったとおりにあえて、危険ですよ、数字が出ますから。それを承知の上で私はやって、それで議員さんにも言われるし、それを受けて職員がどう動くのだというのを踏まえて、仕事がふえますけれども、あえてやったものですから、長い目でもうちょっと、10年の計画ですけども、中間年で出まして、それは反省して、いろいろやり方を変えていくのだと、変えていかざるを得ないような方法を用いたので、理解していただきたいということで、答えになったのか、なっていないのか、アンケートの仕方もちょっと難しいということだけは理解していただきたいと。本当はもっと細かく書いてあげれば答える人にわかってもらえるのでしょうか、余り書いてしまうと分厚くなって読んでくれないというのがアンケートの趣旨なものですから、どうしても大きくくりで出さざるを得ないというのもございます。ただ、数字が低いというのは事実でございますから、それを踏まえて我々は変えていかなければならない。どうしたら知ってもらえるだろうか、それだけはしっかりやっていきたい。

協働のまちづくりの考え方というのは私は実践方式だと、それぞれ地域に出て行って、聞いたことを全部やれるわけではありません。聞いたからやったものもあります。はっきり明確に、子育てにしても聞いた分はそのまますぐ、8割ぐらいは全部実施したりして、ただまちづくり総体に係るものについては物事が物事だけにすぐ実践できない。施設の問題もあったり、ただその中でやろうとしていることは現実にはございます。私は、あのときにここでもお話ししましたけれども、いいアイデアがいっぱいあったと。ただ、それには拠点が必要だったり、いろんなことがあるものですから、それが今できないというがあるので、しっかり覚えていますので、できる時期にはそれも取り込んでやるようにしたいと思っています。

3回目の質問でございましたので、協働についてはこの辺で答弁にかえさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 先ほど入門講座等々のお話で指摘がございましたので、私のほうからもうちょっと答弁いたします。

入門講座等々で意見があった部分で婚活がというお話がありましたけれども、入門講座自体の趣旨は、市民活動とかを実際やられていない方が仲間づくり、どうやって活動をつ

くるのだというところのまさに入門講座ということで開催をしておりました。入門講座をやったメンバーが次にステップアップしていきましょうということでステップアップ講座ということで、2種類に分けて講座を開きながらやってきておまして、その中では今ほどは婚活1件というお話でしたけれども、その入門講座受講生の中で、やっぱり市民活動をやってみようということで具体的に立ち上げて、市民活動団体の登録もされているのですけれども、活動団体に登録された会もごございますので、無意味だったようなお話をされたようですけれども、少しずつやらせていただいているということでご理解を頂戴したいと思います。

それと、もう一点、庁舎建設の関係でございます。当初は予定がなかったのではないかとこのお話ですけれども、ご意見を頂戴して、基本計画を立てる上でのワークショップでございましたので、基本設計を立てた段階で皆さんに市民説明をするというのが普通の考えでやっておりましたけれども、これは会長さんのご意見があったので、ワークショップに参加した皆さんにフィードバックしようというのは今原課のほうで考えているというものでございますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 黒弘議員。

○黒弘議員 部長が言う無意味なんて私は一言も言っていないし、市長も3回目だと、私は大事なことなら何回だって聞きます。だから、それは全然。ただ、やることをやった後には、逆の立場で行政の皆さんも考えてほしいのです。自分たちがもし意見を聞かれたとしたら、その意見がどうなったかということぐらいは返してほしいというのは普通だと私は思います。審議会の会長から言われたからではなくて、最初からそういうふうに計画するべきです。そうしなかったら、市民の皆さんがせっかくそこで話したって、もういやとなると私は思っているのです。基本的なことだというふうに思います。

次の警察のこともあるので、市長の癖かもわからないし、その癖がどうも職員にも行き渡り始めてしまったのかなと思うのですけれども、市長は自分でやろうと思ったときは本当に盛り上がっていくのです。まち全体が動くのではないかとと思うぐらいです。ところが、違うところにいったら、一気に下がるのです。それは、私は市長が市長になってから何回も見ています。それがまた心配でしょうがないのです。今回の警察のこともまさにそう、白紙撤回といって、各町内会を使って砂川市民1万2,565人もの反対署名が集まったのです。有権者数って今1万5,000ぐらいですから、本当に多くの人たちが動いたのですよ、こんなことができる砂川なのだと思うぐらいに。ところが、さっきも言ったとおり、ぱたっととまったのです。私は聞かれますよ、砂川警察署のことはどうなったのと。市の広報からも何もないし、一体どうなったのだろうねという話をよく聞くのです。本当に一言もないです。それはないでしょう。白紙撤回の署名まで集めておいて、それが今現状どうなったかということぐらいはやっぱりお知らせしないとと思いながら4月ごろの新聞を読んだら、道警の人事の新聞を読んだのです。そしたら、これまでずっとか

かわってきた警務部の参事官、高倉さんという人です。それから、警務部の管理官、高濱さんという人、2人ともいなくなったではないですか。今までずっと砂川警察署の統合のことをやってきた人が急に2人ともどこかの署長になって、いなくなってしまったのです。本当にこのままで砂川に分庁舎ができるのかどうか。誰と今交渉しているのか。砂川に分庁舎が滝川署より早く建つという確証はどこにあるのですか、今。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 確かに4月に道警さんの人事異動がございました。行政としてそれぞれ人事異動というのはついて回るものでございますので、たまたま1年ないし2年で人事というものは道警さんは動くと聞いておりますし、事後の担当者がわりですということの部分についてはしっかりと引き継ぎをさせていただきまして、私どもも4月以降窓口という形で考え方のほうの話し合いをさせていただいておりますので、その辺はご心配ないようお願いしたいと思っておりますし、その際新しい担当者の口からも、先ほども答弁させていただきましたが、1年早い開設を心がけて進んでいるというお話をいただいているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 話だけで、信じられるものが何があるのですかと私は聞いているのですよ、確証。この人たちがまたどこかへ動いてしまうかもわからないではないですか。けれども、統合していくところの滝川署は、もう基本設計の予算までつけているのですよ、5,100万円だったかな。うちに何かそういう確証があるのかと聞いているのです。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒議員、そう興奮しても人事異動ですから、道警は参事官というのは大体1年しかいませんから、今3人目にかわっています。それがおかしいのではないかという言い方はやめていただきたいと思う。

それと、恐らく常任委員会で報告されていると思うのですけれども、滝川の場合は土地が提供されているから、その土地の調査設計はできると。砂川の場合は場所がまだ特定されていないから、設計費が出せない。それは、道警の問題で場所はどこがいいのか、大きさ等を今内部でやっているという話を直接は副市長のほうがやっていますので、だから予算が出てこない。けれども、あわせる形では道警はやると。それから、1回目に道警とやったときのそれぞれ条件をすり合わせたやつは、それぞれ市民なり議会のほうに報告していますから、それに基づいて道警は動いていく。ただ、確証はあるのかと言われたら、100%ということは言えないけれども、約束事項で、あれだけの署名を出して我々は反対だと。賛成ではないけれども、道の施設だから、これは向こうがやると思ったらとめようがないと。道議会でも賛成で通ってしまっている案ですから、我々は最後まで反対と言ってもいいけれども、それは自己満足の世界にしかならないから、我々の出した条件の中で向こうにやってもらうようにしなければならぬと。けれども、砂川の場合は場所を

予算の問題も含めてどこがいいのかというのを今やっている最中だと常任委員会では報告していると思うのですけれども、今みたいな言い方をされると、何も言っていないくて、ただ市民のほうにおろすまでの中身になっていないから、まだおりにない。ただ、滝川の場合は予算がのったのは、滝川は市の土地を提供して、ここに建ててくださいとやっているから、すぐそこの調査設計はできるというだけですから、それを常任委員会で私は小黒議員は聞いているのではないかと思っていたのですけれども、報告がなければ、ちょっと失礼なことをしているかなと。私は出ていないものですから、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 道警の担当者の異動が3月にあったわけですが、その以前に1月に年が明けまして、前の参事官と管理官が来られて、年頭の挨拶を含めて今後のお話もされていきました。その後、砂川市のほうで紹介している土地、国道に面したところというようなことで市有地あるいは民間の土地というのを情報提供しながらということは進めてきました。その後異動という話を聞きまして、これはそごにされたら困るというようなことから、書面にはなっていませんけれども、約束事は守るということで前の参事官も言われましたし、4月に異動になってきた新たな参事官と管理官も市長のほうに挨拶に来ました。その時点でも確認はとっています。前の人から聞いていますと、誠意を持って対応しますということで、今事務レベルの交渉というものを5月に入ってやっと新たな人方と進めているところであります。

2月に道議会の予算が発表になって、2月の常任委員会で小黒委員さんのほうから聞かれました。そのときは、同じように書面で何か確約を交わしているかと言われましたけれども、それは書面は交わさせてくれません。幾ら言ってもそれは一筆書いていただけないので、信頼関係の中でこれは進めていますということでご答弁申し上げたところであります。現在は、土地の関係で今年度は候補地の選定をしている最中ですよというような今の状況でありますから、それから去年の11月25日の市民向けの町内会宛ての回覧の中でも書いてございましたとおり、市から希望している場所もありますし、その施設規模等についても1市3町を賄うというか、範囲とする分庁舎になるわけですから、それなりの規模の施設も考えていただきたいというようないろんな要望はしているところでございますし、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、財政部分の権限というのはどうしても道庁の本庁のほうになるのですけれども、道警のほうとしては32年4月開設の予定で今進めているということで聞いておりますから、その旨答弁したところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私たちにとってみると、分庁舎ができなかったら本当に何のためだったのだろうということになるわけです。その分庁舎が建つかどうか、しかも滝川の1年前に建つと約束しているわけですから、その確証って一体何かといたら、道が建てるものに

ついて予算をつけること、それか土地を確保することなのです。でも、両方とも今ないですよ。今土地の話がありましたけれども、砂川市でもある程度こういう場所と言っているところがありますよね、そこは多分民有地のところなのです。では、道警はどこに建てようとしているのかという情報が何かあるのでしょうか。例えば民間の土地を買うのだったら、もう動き始めていかなかったら間に合いません。だって、売買しなければいけないということになるわけですよ。道はお金がないのだとしたら、もしかしたら今の砂川警察署、あれを壊して分庁舎を建てると言うかもしれないではないですか。では、それを市民の皆さんが納得するのかどうかということも全くわからない状態で今進んでいませんか、どうでしょう。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 先ほどもお話ししましたとおり、現在は候補地の選定作業に入っているということでございます。もとの交通機動隊の跡地も道有地でありますし、今言われたとおり今の警察署が建っているところも道の土地でございます。候補地の選定というか、道も位置づけをいろいろしていく中であってはそれぞれの土地のメリット、デメリットも含めていろんなものを考えていかなければならないと言っておられましたけれども、ただうちの経過としましては今の砂川署のところは地盤等が悪いというようなことから、国道沿いというような考え方で道警のほうから示されてきたとおりでありますから、それは国道沿いのどこかということ、ある程度限られているスペースしかもうないです。民間の土地の部分だとか、あるいは市で提供しているところは豊沼のほうの所有地しか大きなところがないので、今そういった土地のメリット、デメリットを含めて検討しているというところでございます。砂川署の跡地を解体して更地にはなりますけれども、そこに戻ってくるという考えは私どもはないと思っていますし、国道に面したところということでこれまできていますから、そういった考えを強く要望していつているところであります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 土地の話にしたって、本当に市民の皆さんがどこを望むのかということ副市長も市長もわかっていらっしゃるのかなのです。これは、市民の皆さんにとってみれば安全の場所なのです。どこかのある会合で、今の警察署がなくなったらこの辺は治安が悪くなってしょうがないという話をされている方もいました。そうやって考えていったときに、本当にこの分庁舎の位置を道警だけに任せていいのですかということなのです。まちづくり全体、まちの治安全体、それを考えて、砂川市あるいは砂川市民がぜひここにしてほしいという要望をもっと強める必要はないのでしょうか。市長、どう思いますか、この辺は。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 要望を上げるのは可能でありますし、これまでもいろいろ候補地については要望してきているところでありますけれども、最終決定という部分であっては

道警がどこまで考えていただけるかとあるのですけれども、これまでの統合に反対してきた経過からすれば、私の立場からすればそれはいいのではないかと考えていますけれども、これまでもまちづくりを含めて便利なところという、例えば豊沼連絡所の跡地みたいなところが一番適した場所ではないかというようなことで要望はしてきているところがありますし、これまでの接点というか、道警との接点が1月下旬ぐらいにありましたけれども、それは北海道三井化学さんと会う機会というか、そういうセッティングをしたりして、こういった土地もありますということで、それですぐ決まるかということ、返事は道警内部、あるいは予算づけするセクションとのいろんなものがあるかと思えますけれども、そういった位置づけというか、アピールはこれまでもしてきていますし、今後も引き続きそれは市の要望、これまでの経過を含めてこういう場所がよろしいのではないのでしょうかという強い要望はしていくつもりであります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何カ所も要望を出しているのは副市長かもしれないけれども、市民がそれを望んでいる場所なのかどうかという根拠は何もないではないですか、今。さっき言ったように、副市長は今の現在地に建つということはないだろうと思うと言うけれども、あそこから警察署みたいなああいう機能がなくなったら、うちの周りの治安が悪くなってという方々だっているわけですよ、現実には。道ってお金がないという話ではないですか。本当に民有地を買ってくれるのかどうかなんて、どこに確証があるかといったら私は全くないと思うのです。だったら自分の土地で、なるべくならばお金をかけないで済むところって探すのではないですか、逆の立場になったら。では、そこは反対なのですか、だめなのですか、どうしても民有地なのですかという議論って全く行われていないままで、今は道警に任せているだけですよね。これはよくないと思うのです。砂川市としてはぜひここに分庁舎をつくってほしい。白紙撤回まで求めて条件闘争になってここまで来たのに、まだここで道警に任せるのですか。砂川市がどうしてもここだ、金を出してもここなのだと言わなかったら分庁舎がどこにできるのかっていつまでたっても私は出てこないと思うのですけれども、ぜひ最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒議員は随分声を荒らげて言っていますけれども、約束がほごにされたわけでもなくて、道警のほうでは12号線沿いに建てたい。なるべく滝川から離れたところをしたい。その中で、土地数カ所を候補地として今内部でやっていると。間に合う、間に合わない、32年4月ですから、砂川市のあの大きい庁舎でさえ32年度に建てると言っているのに、時間的には間に合う、間に合わないとか勝手に言って、あおるよように言っていますけれども、決まればすぐ報告して、道は動きますし、私は副知事とも話をちゃんとしていますので、興奮していかにも何もしていないような言い方はどうか。ただ報告する段階にまだなっていないから報告をしていないだけで、決まればすぐ報告しま

す。ただ、今のところの治安が悪くなると、それはどこに建てても、そのところはよくなって、悪くなるという論議になるから、それは違うと思うのです。ここの治安が悪くなる。建てかえるたびに、そしたらもとのところにやりますかみたいな論議になるから、一時的にそういうのを持ってきて言うのはどうか。もともとあの場所は地盤が悪いから建てかえできないと。本当は改築の予算で一回設計を組んでいるのですから、ただ地盤が悪くて諦めたところに建つとは私は個人的には思わない。違う場所を探していると最初に言っているのですから、それは議会にも報告していますし、もう少し待っていただきたいと思います。ちゃんと出たときには、きちんと市民にも言いますし、議会にも話をしますから。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 中間報告ってやっぱり必要だと思うのです。そこは、はっきりしたものが無いにしても、今こういう状況で進んでいますという報告をしなかったらだめだと思うのです。それが無いから、さっきの話に戻そうとは思いませんけれども、ぜひこのところは、もう条件闘争になってしまっているのですから、もう少ししっかりとした対応をお願いしたいと思います。

時間が来たので、終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

○副議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、一般質問します。

まず、1点目、ポイ捨て(不法投棄)の現状認識と今後の対応について。最近多方面からポイ捨て(不法投棄)に関する情報が市民から寄せられています。1つは市北吉野墓地の周辺で、もう一つは市営テニスコート周辺です。さらには、ペットのふんに関する苦情もあります。これらは全て不法投棄となりますが、市は現在どの程度把握され、どのように対処しているのか伺います。

また、今後ポイ捨て条例を初め、啓発活動等の対策を伺います。

2つ目、砂川市の経済政策についてです。砂川市は、少子高齢化と若者の人口流出などにより、加速度的に人口が減少しています。それに伴い、農業、商業、工業における人材不足は喫緊の課題です。そのため、市は人材不足解消へ向け、新規就農やジョブスタ事業などといった政策を行い、市外から、または市内への定住を図っています。その受け皿となる企業に対しては、安定的な公共事業を初め、中小企業振興条例に基づく各種支援やプ

レミアム商品券発行事業等を行っています。さらには、今後ますます加速するであろう内需の減退を見据え、市外、国外からの外貨獲得に向け、スイートロード事業やインバウンドへの取り組みを行っています。しかしながら、どれも複雑に課題が山積しており、さらには先行き不透明な現状ではなかなか将来に対する安心が得られず、前向きな取り組みには至っていません。今後は、市として一貫性のある計画的な取り組みが必要だと考えますが、以下についてお伺いします。

(1) 第6期総合計画の各種目標値についての進捗状況と課題について。

- ①、農業担い手の育成と確保。
- ②、中小企業の経営安定化。
- ③、商店街のにぎわい創出。
- ④、企業立地の促進。
- ⑤、異業種連携の促進。
- ⑥、雇用の安定。
- ⑦、観光資源の充実。
- ⑧、心のこもったおもてなしの充実。

(2) 市はこれまで頑張る企業や団体を応援する姿勢をとっていますが、市民みんなが頑張れるわけではありません。しかしながら、強烈なリーダーシップのもと、ついていくことならできるという市民もいます。そんな市民からは、もっと強いメッセージとともに市としての方向性を示してほしいという意見があります。市として強い危機感に基づき、以下のそれぞれに対するビジョン、方向性を示す考えについてお伺いします。

- ①、農業について。
- ②、商業、工業について。
- ③、観光について。

○副議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1、ポイ捨て(不法投棄)の現状認識と今後の対応についてご答弁申し上げます。

初めに、市内における不法投棄の現状認識についてであります。平成28年度の不法投棄の回収量は4トンであり、ここ5年間の推移を見ますと平成24年度4.7トン、平成25年度5.2トン、平成26年度4.1トン、平成27年度4.6トンと年度間で増減はあるものの、減少傾向にあると認識しているところであります。また、昨年度の不法投棄物の内訳としましては、紙類、衣類等の燃やせるごみ及びタイヤ、自転車などの燃やせないごみが3.4トンで増加傾向にある一方、いわゆる家電リサイクル法の対象となる廃棄物は0.6トンで減少傾向にあります。これらいわゆるポイ捨てを含めた不法投棄への対応につきましては、市の嘱託職員である環境衛生業務員による市内パトロールを恒常的に実施しているほか、市民からの通報があれば現地を確認し、必要に応じ警察署とも連

携を図りながら、投棄者が判明した場合は警察署に通報するなど適切に対処しているところであります。このほか、ペットのふん害につきましては、市民から連絡があった場合には啓発看板を設置するなどの対策を講じているところであります。

今後の啓発活動及びポイ捨て条例の制定に対する考え方ではありますが、不法投棄につきましては、違反すると罰則が科せられる廃棄物処理及び清掃に関する法律等の対象となることから、悪質な場合には警察署と連携し、対応してまいります。また、広報すながわやホームページのほか、砂川市衛生組合と連携し、ごみの分別や処理方法の周知及び不法投棄の防止を呼びかけるとともに、環境衛生業務員による市内パトロールを継続するほか、啓発用看板及び監視カメラの設置区域には、不法投棄の監視路線である旨を表示した看板を設置するなど、引き続き不法投棄の防止に努めてまいります。これらの取り組みにつきましては、現行の枠組みの中で対応が可能であると認識していることから、現時点において条例の制定は検討しておりませんが、不法投棄に効果の高い仕組みづくりにつきましては常に情報収集に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から大きな2、砂川市の経済政策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)第6期総合計画の各種目標値についての進捗状況と課題についての①、農業担い手の育成と確保についてであります。経営規模の拡大や生産性の向上、後継者不足の解消、農地の保全に向け、認定農業者や新規就農者の育成、確保に努めることとしており、指標は認定農業者数及び新規就農者数で、認定農業者数は平成21年度の現状値70人を平成27年度中間目標値80人と設定しており、平成27年度実績は100人でありました。また、新規就農者数は、平成21年度の現状値8人を平成27年度中間目標値18人と設定しており、平成27年度実績は目標どおりの18人でありました。中間目標値は達成しているものの、農業後継者不足や農業従事者の高齢化等により、今後離農する農家がふえることが予想され、離農により耕作放棄地の発生がふえることが懸念されており、優良農地の受け手を確保していくことが課題であると考えております。

続きまして、②、中小企業の経営安定化についてであります。商工会議所などの関係団体との連携を図り、中小企業の経営基盤の強化と企業体質の改善を支援し、地域経済の活性化を促進することとしており、指標は市内事業所数で、平成21年度の現状値902事業所を平成27年度中間目標値902事業所と設定しておりましたが、平成27年度実績は883事業所でありました。経営の安定化のために砂川市中小企業等振興条例により、運転、設備資金が必要な方への制度融資や中小企業大学校が行う講座の受講料の助成を行うなどしておりますが、地方の経済状況が停滞している中、事業を承継することが困難であったり、望まなかったりする事業者もあり、年々減少傾向にある事業所の減少を抑えることが課題であると考えております。

続きまして、③、商店街のにぎわい創出についてであります。接客技術の向上やこだわりの品ぞろえなど、楽しく満足して買い物ができるような個性的で魅力ある商店街づくりを支援するとともに、中心市街地のにぎわいの創出に向けた取り組みを進めることとしており、指標は中心市街地区域の小売業年間商品販売額で、平成21年度の現状値152億200万円を平成27年度中間目標値162億円と設定しておりましたが、平成27年度実績は141億5,400万円でありました。また、もう一つの指標はまちなか平均通行量で、平成21年度の現状値3,228人を平成27年度中間目標値4,400人と設定しておりましたが、平成27年度実績は4,039人でありました。商店街のにぎわい創出のため、砂川市中小企業等振興条例により商店街環境整備事業や商店街店舗整備事業などに対して助成を行っているほか、商工会議所のプレミアム商品券発行事業、商店会連合会の商品券発行事業などへの補助を行っておりますが、人口の減少や高齢化の進行、市外の大型店に顧客が流れていることなどから、年々商品販売額が減少傾向にあり、商店街や個店の新たな取り組みをまちのにぎわいづくりにつなげていくことが課題であると考えております。

続きまして、④、企業立地の促進についてであります。PR活動や立地企業に対する支援策を充実し、誘致を促進することで新たな雇用の場の創出と地域経済の活性化を図ることとしており、指標は誘致、事業拡大企業数で、中間目標値として平成27年度までに延べ8社と設定しておりましたが、平成27年度までの実績は延べ7社でありました。企業立地の促進のため企業訪問などを実施するとともに、砂川市企業振興促進条例により新設、増設、移設に係る固定資産税、都市計画税、用地取得補助、建物設備取得補助、市内居住者新規雇用、年間業務用水道料の助成を行っており、工業団地等への企業誘致や市内企業の誘致は平成23年度1件、平成24年度2件、平成25年度4件であります。道内でもトップレベルと言われる砂川市企業振興促進条例による助成制度の周知や、工業団地等に関心を持っていただいた企業への誘致活動を企業立地に結びつけられていないことが課題であると考えております。

続きまして、⑤、異業種連携の促進についてであります。各種産業の事業者や団体等の連携や交流を深め、農商工ネットワークなどによる研究開発やものづくりを促し、地域ブランドの創出と新たな産業の振興を図ることとしており、指標は異業種連携取り組み数で、中間目標値として平成27年度までに延べ6件と設定しておりましたが、平成27年度までの実績は延べ3件でありました。異業種連携の促進のため、農業者と商工業者間の連携を図り、当市のすぐれた資源を活用して新商品を開発しようとする団体等に対し、農商工連携促進助成金を交付しておりますが、マッチングを図るための魅力ある素材の発掘や農商工業者の情報交流の場の設定が十分に行われていないことが課題であると考えております。

続きまして、⑥、雇用の安定についてであります。多様な産業の振興により安定した

雇用機会の創出を進め、地元で就職できる環境づくりを図ることとしており、指標は季節労働者数で、平成21年度の現状値354人を、通年雇用化が進むことで季節労働者が減少することを想定し、平成27年度中間目標値326人と設定していましたが、平成27年度実績は214人となり、中間目標値を達成したものの、砂川市における総体の就労人口の減少が大きな要因と考えられるところであり、季節労働者の雇用の安定のため、砂川市を含む2市2町で構成する砂川地域通年雇用促進協議会へ助成をし、通年雇用化への取り組みを行っておりますが、市内の雇用状況に関して企業訪問で雇用主にお話をお聞きしたところ、若者が就職後短期間で退職するなど定着しない現状があるとのことで、企業における若者の雇用の安定が図られていないことが課題であると考えております。

続きまして、⑦、観光資源の充実についてであります。自然や歴史、産業などから観光資源の掘り起こしを進め、地域の特性を生かした観光振興を促進することとしており、指標は市全体の観光入り込み客数で、平成21年度の現状値187万3,000人を平成27年度中間目標値192万6,000人と設定していましたが、平成27年度実績は123万4,000人でありました。また、もう一つの指標は砂川ハイウェイオアシス館以外の観光入り込み客数で、平成21年度現状値56万1,000人を平成27年度中間目標値57万7,000人と設定していましたが、平成27年度実績は39万6,000人でありました。観光資源の充実のため、観光協会や納涼花火大会へ助成を行うとともに、観光情報の発信を行っておりますが、大型バスによる団体旅行から自家用車等による個人旅行への移行が進んでおり、個人旅行者へのまちの魅力の発信が十分されていないこと、また砂川ハイウェイオアシス館を訪れた観光客をまちなか回遊につなげられていないことが課題であると考えております。

続きまして、⑧、心のこもったおもてなしの充実についてであります。観光客に癒しと安心感を与えられるよう、おもてなしの心を初めとする受け入れ体制の充実を図ることとしており、指標はボランティア観光ガイドを活用した観光ツアー誘致数で、平成21年度の現状値13回を平成27年度中間目標値16回と設定していましたが、平成27年度実績はございません。心のこもったおもてなしの充実のため、観光協会やスイートロード協議会が砂川を訪れた方を歓迎する取り組みなどを行っておりますが、道新ぶんぶんクラブが主催する大型バスによるスイートロードをめぐる観光ツアーが平成24年度以降なくなったこともあり、現在ボランティア観光ガイドの育成や活用は行っておらず、団体旅行から個人旅行への移行が進んでいる現状に対応したおもてなしのあり方やボランティア活用の方向性が定まっていないことが課題であると考えております。

続きまして、(2)市としてのビジョン、方向性を示す考えについての①、農業についてであります。市内農業の振興を図るため、消費者の求める安全、安心な農産物の生産、付加価値を高めた農産物の生産や農業の6次産業化を推進することにより、農業所得を増加させるとともに、担い手の農業経営規模の拡大を推進してまいります。特に化学肥料や

化学合成農薬の使用を低減させて栽培する特別栽培農産物の生産など、クリーン農業を推進することにより付加価値の向上が図られ、ブランド化の促進にもつながるものと考えております。また、新規就農者対策といたしましては、市、農業委員会、新砂川農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合、市内の指導農業士で構成する砂川市農業担い手育成センターによる新規就農者の受け入れ体制を強化し、新規就農者募集等の情報発信をするとともに、新砂川農業協同組合が平成30年までに予定している研修農場の新設及び管理運営に対する支援、農業分野における地域おこし協力隊制度を活用した就農研修生の確保対策の検討などにより新規就農者の増大を図っていく考えであります。これらの考え方、方向性につきましては、砂川市第6期総合計画のほか、砂川市経営基盤強化促進基本構想、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略等でもお示ししたとおり、基本的な考え方には変わりはないものと考えております。

続きまして、②、商工業についてであります。現在まちなか集客施設SUBACOの活動などを通してまちなかの活性化に取り組むとともに、商工会議所と連携して商店等の実態把握に努めておりますが、第6期総合計画策定時の想定を超える速度で人口減少や高齢化、後継者問題などが進んでおります。市としての基本的な考え方は、第6期総合計画にお示ししたとおり変わりはありませんが、中小企業等振興条例や企業振興促進条例による助成、各団体の事業補助金などが有効に活用されるよう、企業への支援のあり方を検討するとともに、起業に関するセミナー開催などにより新たな起業、創業希望者の発掘、支援を行うことで空き店舗対策などにつながるなど、現状に合った取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、本年度ワーク・ライフ・バランスとキャリアデザインの推進による雇用創出事業を実施し、地元企業と連携して若者の就労意欲の向上や地元定着につなげ、企業の人材確保を図っていくとともに、異業種間交流などを推進することで新たな産業創出の可能性を広げてまいりたいと考えております。

続きまして、③、観光についてであります。昨年度観光協会ホームページのリニューアル事業を行いました。本年度ふるさと名物を活用した観光振興事業を実施し、観光協会やスイートロード協議会などと連携して官民協働で地域資源の発掘、砂川市の観光コンセプトの策定を行うことでまちの連帯感を高めるとともに、旅行商品やスイーツの新商品の開発などを推進することでストーリー性のある商品としてPRを行い、すながわスイーツのブランド力を高め、砂川の魅力発信を充実させていきたいと考えております。また、観光マップのリニューアルや観光ボランティア登録制度、スイート応援団を発足させ、砂川のおもてなし観光の充実を図り、スイーツの意味である心地よい、うれしい、美しいなど、住民にも観光客にも魅力的なスイーツなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。第6期総合計画では、地域の多彩な観光資源を生かし、訪れる多くの観光客に癒しと安心感をもたらす魅力的なまちを目指すことを観光の目的としており、この考えに変わりはございませんが、今後は今年度地域の皆さんと一緒に策定する砂川市

の観光コンセプトに基づき、地域と一体となり事業を実施することで観光振興を推進するとともに、観光振興から商工業振興につながるよう事業を展開してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問をさせていただきますけれども、まずポイ捨ての関係ですけれども、今ほどご答弁にあったように、今回はわざとポイ捨てのほうをクローズアップしてお話をさせていただければと思うのですが、不法投棄に関して皆さんがイメージするのはやっぱり大きなもの。捨てるのにお金がかかったりだとか、そういうようなことも理由の一つにあって、人けのないところに投棄される部分というのが大きな意味での不法投棄ということになるのであろうというふうに思いますけれども、今回の質問に関しましては、質問にも書きましたけれども、墓地の周辺ですとか、それからテニスコートの周辺といった住宅の張りついていない場所です。意外と商店街だったりだとか住宅街というところは、町内会とかいろんな活動の中で清掃運動とかが盛んにされておりますので、きれいな状態が保たれているのではなかろうかということは推察されるのですが、事住宅が張りついていない場所に関しては、長い期間をかけて少しずつ捨てられているごみがだんだん目立つようになる。特に雪解けの春先なんていうのは余計目立つというようなことなのだろうと思います。

まず初めに、先ほど説明でポイ捨ても廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するというようなお話がありましたけれども、これを市民の方がどれぐらい認識しているのかなという疑問があるわけなのです。もちろんそれ以外にも道路法ですとか、それから軽犯罪法、そちらのほうも抵触するおそれがあるということになるわけなのですけれども、そのあたりの市民の認識についてなのですけれども、ポイ捨てイコール犯罪だというようなことが市民の中の認知度として今どのぐらいなのかということ考えたときに、市民部のほうから今までそういった形の啓発活動、そのようなことが行われてきたのかも含めて市民の認知度についてのご見解を聞かせていただければと思います。

○副議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市民の方のポイ捨ての認知度というようなことでございます。

先ほど1回目のご答弁でもお話しした中で、業務員が巡回パトロールを恒常的に行っているということで、議員さんご指摘の墓地の周辺等もごみが多いところと、あと高速道路の側道もごみが多いところということで現場としては認識をしていると。巡回パトロールでもその部分については重点的に巡回してごみの回収を図っているというところでございまして、先ほどごみの回収量の中でもお話ししたとおり、いわゆる家電リサイクル法の対象となる品物については減少傾向にあるということなのではございますけれども、燃やせるごみ、その燃やせるごみの中にはスーパーマーケットですとかコンビニの袋の中にお弁当の容器ですとか、ペットボトル、缶が入ったごみが捨てられているというようなこともあって、ポ

イ捨てが不法投棄だというような認識を市民の方がどれだけ持っているのかということになりますと、ごみの量からすると市からの啓発活動というのはまだ完璧なものではないということは認識しているところでありまして、市としましても広報すなわ、ことしの場合ですと5月15日号に環境衛生係からのお知らせということで、環境美化活動にご協力くださいということと、もう一点、不法投棄監視カメラを設置しますということで、その文章の中には不法投棄は法律で禁じられているというようなこともしっかり書かせていただいているところがございますので、こういった部分については継続的に地道に啓発活動に努めてまいりたいと考えているところがございます。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 不法投棄というくくりで発信してしまうと、やっぱりイメージされるのは大きなものということのほうが一般的なのだらうと思うのです。その辺は、町内で清掃活動にも参加していますけれども、ごみがないかという住宅街でも十分出るわけですし、ポイ捨てというところをクローズアップした広報の仕方、PRの仕方、啓発活動の仕方というのも必要なのではないかという気がするのです。不法投棄は不法投棄で当然今までのようにやっていただければ、実績も出ているであろうと思われまますので、そこのポイ捨てイコール不法投棄というところが混同されないような形で、ポイ捨てイコール犯罪だと、そのような形でのPR活動というものが少しは役に立つのではないかという気がしますけれども、そのあたりについてどうでしょう。

○副議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 議員さんのご提案の中にもポイ捨て条例をというお話もございました。私も他の自治体の先行している条例の制定経過とかを調査する中で、不法投棄というのは議員さんもおっしゃられたとおり、割と大きな家電であったり、家具であったりというようなイメージが持たれると。それで、ポイ捨て、ペットのふんも含めてですが、お弁当の容器ですとか、缶、ペットボトル等については、ちょっと言葉は適切でないのかもしれないですけども、罪悪感をそれほど感じずに廃棄されている場合も中にはあるのかもしれないとも考えておりますので、ポイ捨てをしないようにしていただくような、ポイ捨ても不法投棄であるというようなところは、今後の広報なり、またどのような手法が考えられるかは今後検討してまいりたいと思っておりますが、そういったところで市民の方々への啓発、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 もう一つは、もう捨てられてしまった部分の処理の問題なのですが、法律上いろいろ見ていくと、投棄された場所はやっぱりその所有者が最終的には処分をしなければならぬと思うのですが、例えば墓地の周辺であれば、墓地内に捨てられているごみに関しては恐らく市でやらなければいけないのだらうと感じますし、また外側の側溝であったりだとか、道路上であったりだとか、そうなってくるとまたいろいろ

る変わってくるのかな。また、テニスコートに関しては、風で飛ばされたせいかな、隣の大きな会社が持っている社有地というか、社用地というか、そちらのほうにも結構飛んでいるような部分が見受けられる。そういった場合は、その会社にお願いでとってもらわなければならない。法律上なのですけども、そういう形になってしまわざるを得ないということなのか、その辺の確認をさせていただければと思います。

○副議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 議員さんおっしゃるとおり、法的に申しますとその土地を所有している、または占有している者が清潔を保持しなければならないということで、ごみの処理というのはそちらのほうに任される形になろうかと思います。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そうなるとなかなかお願いしにくいというか、申しわけないのだけれども、市民からそういう話があるから、片づけてくれと、掃除してくれと、ごみを拾ってくれというようなことをお願いしなくてはならないということにもなろうかと思っておりますので、やっぱり一番大事なのはポイ捨てをしない。ポイ捨てというたとばこを指して考えられる方も大変多いみたいなのですけども、本当のポイ捨ての定義は空き缶であり、ペットボトルであり、買いもの袋であり、いろんなものが入る。そのあたりをいま一度市民の方に啓発していただいて、それでもなおかつそういった会社の社有地だとか、民間の方にご迷惑がかかるような現状が直らないのであれば、その辺は条例なども検討されていく中で含めて考えていかなければいけない問題なのかなという感じがします。とにかく、お墓の件に関して言えば、砂川を離れて、お盆のときにお墓参りで砂川に帰ってきたときに、入り口を含めてごみだらけだったと、本当に砂川市は情けないというお話をいただきましたし、またテニスコート周辺においてもなかなか目が届かないところがあるのではないかとご指摘を受けておりますし、まずは個人のモラル、またその辺に委ねる部分しかないのだろうとは思いますが、今後できるだけきれいなまちであり続けたいと思っておりますので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

続いて、2点目の経済政策についてなのですが、(1)で第6期総合計画の今の現状と課題、その辺はお話をお伺いさせていただいたのですが、まず商業、工業関係、そして観光、農業も含めてなのですが、時代の移り変わりというか、そういう外的な要素というか、社会情勢だとか、それから昔であれば観光バスと言っていたのが今は本当に個人旅行者が多くなってきていたり、10年計画を立てても結構難しい部分があるのだろうと思うのです。残り3年間ということで今回計画されているわけなのですが、そこでどういう決断を下すのかということだと思うのです。この指針にあるとおりやらなければいけないものはやらなければいけないのだろうと思うのですが、もう時代にそぐわないものであったりだとか、ちょっと見直さなければいけないものだったりだとかというものがもう出てきているような気はするのですが、また新たな指

針を策定しなければいけないですとか、地域によってはそういう場合には改訂版というような形で一部変更したものが出たりですとか、そういうことをやっているところもあるようですけれども、砂川市としてはとりあえず第6期総合計画、この指針に基づいて今後もこの指針が終了するまでやるというようなことなのではないでしょうか。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 第6期総合計画、今回中間値ということで出させていただいています。基本的には当時立てた目標に向かってやっていくということで、指標のあり方についても原則この指標で評価していく。ただ、議員さんおっしゃるように、これまでに間にあるような社会情勢の変化とかということもありますので、今回数値が出たことで達成したもの、達成していないものがございますが、内容を見ると数字的には達成していないのだけれども、部分的には評価できるところもありますし、達成しているけれども、内容的にはたまたま達成したというような状況もありますので、その辺は自分たちが何ができたのか、できなかったのかということも含めて今回中身を分析しながら、今後に向けてやはり右肩上がりというところを目指しながら取り組んでいきたい。6計の指標としては今回挙げているものでございますが、事業そのものの考え方としましては、自分たちで別な指標というか、達成目標というのは持っていますので、その中で指標は指標としてそれはそれで尊重しなければならないですけれども、事業の評価というのはまた別に中身の分析をしながらしていきたいと考えております。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そう簡単に変えられるものではないと思いますので、それはあくまで指標として、終わったときに達成していなくても、これは途中年度の中で方向転換をしたことによって達成しなかったということでも全然いいとは思っています。ただ、今ご答弁の中にあつた。内部的なのかもわかりませんが、自分たちなりに指標を持って、それに向かって取り組んでいるというようなことがありましたけれども、それは市民に伝えているのでしょうか。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 個別具体的にこういう目標でということは、お伝えはしておりません。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 その辺が、(2)のほうにも書いていますけれども、市がどういう方向性に向かっているのかがわからないというようなお話がされるころなのだろうと思います。市民に公表されているのは第6期総合計画であると、ただその中で内部で自分たちは自分たちの目標を掲げて、そちらに向かってやっている。だけれども、それは市民はわからないという今の状況なのだろうと思います。そういう方向性だとか方針だとかというのは、もちろん持つことが一番大事なことであるとは思っていますけれども、それと同時

にその目標ですとか、そういう指針を共有してもらおうということも非常に大事なのだらうと思うのですが、今後その目標であるとか、指針であるとか、そういうことに対して協力をしてもらうために公表していくという考えがないのかお伺いしたいと思います。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 6計の中では大きな目標に向かって進む中で、その成果がどのようにあらわれたかということで、その中の幾つかの項目の中から1つを指標としてあらわしているもので、大きな目標を達成するためにいろんなことをしていますので、その中で毎年予算が必要なものにつきましては予算要求しながら、ことしはこういうことに力を入れてやっていこうといったことで全体的な目標を達成する。ただ、それが指標として出しているものにすぐ反映するか、しないかというところもあるのですが、ただ全体としてそれを推進しようとしたときには、6計の中であらわしている指標にもいい影響は出るものだと考えておまして、ただ当初設定した指標が先ほど議員からもあったように社会的ないろんな影響でなかなかそこにダイレクトに事業の成果が反映されないということもありますけれども、その辺はつぶさに精査しながら、指標では達成しなかったけれども、全体の事業としては右肩上がりだということであれば、それはそれで評価できるものだと考えております。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 年度、年度で市長の市政執行方針などを通して、ことしはこういうことを重点的にやっていくのだというのはメッセージとして発信されている部分なのだろうなと思いますし、単年度でことし重点的に取り組むということの人事配置であったり、事業であったりというような形で行われているのは我々も市民の方もある程度は理解していただけないかとは思いますが、将来的にどうしたいというような、そのためにことしはこれをやっているということなのだろうと思うのです。ただ、将来的にこうしたい、こうでありたい、こうなりたいというところが第6期総合計画から少しずつきていたのであれば、改めてそういうものを、今こういう方向に向かっていくというものを、そのためのことしなのだということを示す必要性があるのではないかという気がするのです。

そこで、ほかのまちではどんなことをしているかということ、産業振興ビジョンというものを策定して、なかなか移り変わりの激しい中で一つのビジョンをまちの人たちと一緒に描いて、そこに向かってことしは重点課題を先に潰していくというような形をやりながら、市政に反映しながらやられているというような事例があるのですが、そのような形で何でもいいのですけれども、これがビジョンであったり、産業振興計画であったり、いろんな名前でもいろんなまちでやられているのですけれども、そういった形をとって、それを総合計画と一緒につくられるところがあるみたいなのですけれども、特化している計画というか、産業振興の分野に特化した具体的な取り組み、方向性、そういったものをし

っかりと策定する必要があるのではないかと思うのです。市長がかわったり、職員がかわったり、担当者がかわったり、まちの人たちの顔もかわっていけば、いろんな人がいろんな考え方を持つことは当然ですので。でもそれによって変わるのではなくて、一貫性のある取り組み。今までいろんな部分でお答えいただきましたけれども、やっぱり全てが連動していかなければ最大限の効果というのは発揮できないのだと思うのです。さっき仲間内からも、いろいろ書いてあるから焦点がわからないと言われたのですけれども、まさにそこで、今焦点がない状態でいろんなことに取り組んでいるようにしか思えないのです。全部この一つ一つのもので一つの方向性に向いているという、そのビジョンがなかなか私には伝わっていないです、少なくとも。

そういう意味では、1つ結果が出ているというところでいえば、農業関係の砂川市農業経営基盤強化促進基本構想であったりだとか、農業に関しては第6期総合計画とは別にしっかりと行く末を見て計画を立てて、そしてこのように実績も出ているというようなところもありますし、そういう意味ではそれらも含めて、では何のために農家をふやさなければいけないのか、それから何のために商工を振興しなければいけないのかというようなところをみんなが共有できるものをしっかりと策定したほうが、今後進めていく上でみんなの共有、そして協力を得られていくのではないかと思うのですけれども、そのあたりについてどうでしょうか。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 一例で農業のことがありましたけれども、農業についてはいろんな補助金の関係ですとか、あるいは営農の考え方とかというところでさまざまな協議会などがありまして、特に国や道に対してという部分ではやはり計画が必要だということから、さまざまな計画が作成されております。もちろんそれに基づいて営農活動をされているのですけれども、経済部分野でいいますと、先ほどありましたように、観光、商工業、農業、多岐にわたっておりますので、一言でそれをわかりやすくまとめてというのはなかなか難しいかと思えます。基本的には、大きな流れは第6期総合計画で言っているものに向かっていく。単年度については、執行方針で示しながら、予算が伴うものについては執行していくといったことで事業を進めていく。その中で、全体として第6期総合計画に向かっていくということですので、産業振興ビジョン、他市で作成されているものがあるということですが、それを作成する考えは今のところございませんが、他市で作成されているものがどういう位置づけなのか、あるいはどういう中身なのか、少し研究させていただいて、今後そういったものがあつたほうがより事業が進むということであれば、その策定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 午前中のやりとりではないですけれども、そういう計画策定だとかというのは得意分野であるというところなのだろうと思うのですけれども、ただ第6期総合

計画のアンケートや中間報告に関しても、計画をつくることの難しさというのも当然あると思うのです。なかなか先のことまで見えない中で、計画だけつくったけれども、計画を追っているうちに時代に乗りおくれたとか、そういったことも考えられるので、一概に計画を策定することが全てだとは考えていませんけれども、これだけいろんなものが集約されてきている、コンパクトなまちになりつつある。その中で、それぞれがどうにかこのまちを元気にしたいという思いは持ちながらも、なかなか横の連携をとれていないという現状と、それからまちの方向性が見えない中で何から手をつけていいかわからないということであったり、それぞれの個店が頑張ることでまちがよくなるというのは基本路線だとは思いますが、そこがまちとして最大限の効果を発揮するかどうかというのは、やっぱり意識の共有であったり、共感であったり、目標に向かってみんなが取り組むということがよりこのまちの魅力を高めることにつながるのだらうとは思いますが、そのあたりも含めて、ぜひともビジョンを策定するかどうかも含めて検討していただければと思います。

1つ例として挙げたいのは、ビジョンをつくっているまちというのは結構大きなまちが多くて、想像の範囲で申しわけないですけども、大きくなればなるほど1つ何か方向性を出さないとなかなかまとまりもつかないのかなというような気もしないでもないというところで、それからそういう部分での補助金だったりだとか、そういったものも恐らくあるのだらうという気がしていますが、ただ砂川市と同じように人口1万7,000人前後のところ、宮津市というところなのですけども、そちらは商工会議所の周年事業ということで振興ビジョンをつくろうという話になって、今新しいもの、5年計画なのですけども、それが新しいものへと変わっていきながら、地元の人たちが一体我々はこの地元に何ができるのか、何をすべきなのか、そういったことをみんなで勉強会を開きながら策定したという事例があるのですけれども、今観光のほうで皆さんで集まってビジョンを策定しようというか、ブランドづくりをしていこうというような動きがあるのですけれども、もったいないなと思うのが、基本的にはやっぱりスイートなので、お菓子が入ると、それから基本的には観光の指針であるということなのですけども、観光も何で頑張らなければいけないかというのは、最終的にはやっぱり経済振興だと思うのです。経済振興なくして、ただ人が来て喜んでいて人というのは基本的にいないと思うのです。人をなぜ呼ばなければいけないのか、観光で少しまちを盛り上げなければいけないのかというのは、経済効果というものを期待してやるということだと思うのです。その辺を形がどうであれ、たくさんの方に参加していただいて、その中で経済振興を中心に見据えて取り組んでもらいたいと思うのですけれども、そういう方向性になれそうですか、どうでしょうか。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今年度策定しようとしている観光コンセプトにつきましては、今ほど議員さんから話があったように、まずは観光振興のために各分野の方に集まってい

ただ、みんなで策定していくということですが、それは観光振興にとどまらず、それが商工振興につながるようにしていきたいと考えております。そのためにも農商工とそれに観光が加わった中で、いろんな話し合い、勉強会ができて、コンセプトが策定されていくように関係者などに声をかけながら進めてまいりたいと考えております。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ぜひそのコンセプトが本当に経済振興ビジョンに匹敵するような、そのようなコンセプトが作成されることを期待したいと思います。

最後に、砂川市の方向性、最初の質問でも言いましたけれども、なかなか将来に対する安心が得られず、前向きな取り組みには至っていませんというところなのですけれども、そういうビジョンというものをやらないということであれば、市長の市政執行方針であったり、一番市民の前に立ってこのまちの行く末を語るであろう砂川市のリーダーたる市長がいろんなところでもっと市民の期待感が高まるようなスピーチをしていただけないものかと思うのです。いろんな場所で市長の挨拶を拝聴しますが、財政出身だからなのか、どこか保険を掛けたようなご挨拶が多いなという、個人的な見解ですけれども、このまちはもっとよくなりますよというような力強いメッセージと自分の持論なりビジョンなりというものをもっともっと市民の前でスピーチしていただけないかなと思うのですが、そのあたり市長、どうでしょう。

○副議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 夢のある大きなビジョンと突然振られましたも、なかなか夢を持てるようなタイプではなくて、実務派なものですから、うそは言えないというのがございまして、自信のあるところしか性格的に私は言わないと。もっと言えと言われるのですけれども、後でそれが本当にできるのだろうかと思われるところは、言うのは簡単ですけれども、うそを言っているような感じになるのがどうも性格的に合わないというのがあります。ただ、私は総合計画自体の基本目標なり、施策なり、基本事業というのは、うちはすぐすぐれていると思っている。事業が足りているかどうかは別ですけれども、それは予算の関係もありますけれども、骨組み自体は間違いではないと思っています。ただ、本当に10年間それでいくのかというのは、これは国もわかっています、義務づけは総合計画はなくなりました。うたい文句で、それが10年間のスパンでやるというのはもう無理だと、今は5年間でも情勢は変わっていくと言われておまして、だからもっと基本的なところに行政は戻らなければならないのではないかと。

というのは、例えば商業、工業とあるとしたら、工業の場合は砂川市は基盤整備を行うと、工業の従事者の割合が大きいから、それによって収入が確保されて、工業の労働者の消費が、お金が市内に回ると。ですから、工業についてはわかりやすいのですけれども、商業とか農業というのは売る、つくるという作業が入ってきて、その方々がしっかりとこうやるのだというのがないと、行政は商業をやっているわけではないですから、ややもす

るとそのところが従来より行政と商業とがぎくしゃくしているところなのだろうと。だから、そこをつなぐにはどうしたらいいのかというのは、もっと行政が中に入って行って、風通しをよくするというか、人間関係を築きながら、みんなが100%とは言いませんけれども、それに向かっていくのだという土壌づくりのほうが、私は市長になったときに一番大事なのはそこなのだろうと。幾ら立派な事業をやってお金をばらまいても、動くところが動かないと、それは効果のないものになってしまうと。

それで、私は商業界に入っていきながら話を聞いたりして、皆さんと一緒にやっていくにはどうしたらいいだろうかと。一つの手法は、例えばわずかというか、わずかでもないのですけれども、200万を自由に使いなさいと何回も言っていますけれども、商店会連合会にお渡しして、そのかわり私は使い道を指定しないと。皆さん方が売り上げが上がるような方向の方法を自分たちで考えて、そしてやってくださいと。その一、二年、三年目というのは余り思ったような効果がなくて、いろいろトラブルもあったり、多比良議員もわかっていると思うのですけれども、いろいろあったのですけれども、それを乗り越えて、券をちゃんとみんな発行しようねとやって、軌道に乗り出してきました、去年ですか、12月のウインターチャンスセールの際には物すごい数の人が来まして、その分地元で物が買われたと。これには、商店会連合会長の人柄にもよるのでしょうけれども、総体がやっと5年かかって乗ってきたと。すごく商業対策というのは私自身も難しいなど。そこでこういうことというのではないのと思うのです。お金をどんどんばらまくのなら、簡単にこういうこと、あれもやる、これもやるといくのでしょうけれども、その市なりの商業の体質等を見ながら的確にやっていかないとならないのではないかと。ただ、商業があそこまで頑張ってくれたということは、行政がさらにいろんなところで応援する要素が出てきたと。

だから、私はどこかのところで、本当に皆さん方がやるのならお金をけちる気はないと。何々をやろうとは私は言いません。それは、自分たちで考えてくださいと。行政が考えるところがない。商店街で考えられない企業振興の助成だとか、制度融資でお金が回るようにするというのは行政の責任でやらないとだめだと思ってしまうのですけれども、本当の商業の売り上げを伸ばす対策は商店主みずから自分たちで考えながら、やる気のある人が一人でもふえてきて、業種によってはもう私の代で終わりだから、これ以上無理はしませんという方も現実には商店街を回って歩くといえますけれども、無電柱化を契機にもう一回頑張るといふ人の声が結構出てきたのは私は回っていてわかっているものですから、その人たちを中心にもっとまちの基盤整備もしてみたり、花のなっているところをもっときれいに見ばえよくして、少しでもみんなの気持ちがそこにいくようなところを後押しするのが市長の役割だろうと。だから、強烈なことを言って持っていくという考えは、ごめんなさい、私にはないのですけれども、そうなったときにお金をちゃんと出せる財政基盤だけはしっかりつくってくるので、私がメッセージを発声するというより、みんながやっている

メッセージを受けて私がやるというようなアプローチをしております、商店街にもそれは言っておりますけれども、無電柱化とともにもう一回頑張るといふ人たちがいろいろ出てきたり、空き店舗に若い人が起業して続けてくれるとうれしいなど。そのためにどう助成したらいいのだろうかとか、今はそういうことを考えたりしながら、着実に結果だけを出していきたいと。

若い人で豆腐屋さんの例なのですけれども、従来の豆腐をつくっていて、売れないからやめたと。若い人が入ってきて違う形の豆腐をつくったら、それが売れると。大変な仕事なのでしょうけれども、その時代に合ったやり方の形に変えていかないとならないのだろうと。そういう人たちの芽をどうつくっていったらいいのだろうかとか、そこに対する助成をどうつくったらいいのだろうかというところを我々はちゃんと考えるべきなのだろうなど。そうでないと、格好のいいことを言っても現実に商業の世界は大店舗法ができて、イオンとかがどんどんできるとみんな行ってしまう。だけれども、人口減少の中では大手はいつか撤退する。人口が減ればいなくなりますから。だからそれまで何とか個店を支えていかなければならないと。やっぱり町並みを形成しているのは個店であって、そこをなくして砂川市は成り立たないというのがあるので、そこをもたす方策を真剣に商店主も我々も、行政は何も言っていないではなくて、こういうのはどうだとかと、そういう芽が出てきたのが、5年かかりましたけれども、そのところに力を入れながらもたせていこうと。大きなことは言いませんけれども、現実のアプローチなのですけれども、それが一番の近道だと思っております。それでご理解いただきたいと思えます。

○副議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 非常にいいメッセージだったと思えます。町場の中では、やっぱり弱気になってきたせいとか、昔は大手のスーパーですとか、そういったものが近くに来られることを何とか阻止しようという動きがあったように思うのですけれども、最近は少しぐらいそういうのができてくれたほうが、そういうところに来るお客さんのおこぼれをもらえるのではないかというようなお話をする方もいらっしゃるし、ただ大手は本当に経済至上主義というか、売り上げがなくなったところは簡単に人も建物も捨てていなくなるといったところもありますし、だからそういう意味では守るべきところは守っていかなければいけないだろう。ただ、砂川市もそうはいつでも、例えば給食のパンがもう地元でつくれなくなったりだとか、それからふるさと納税にいろいろ出したいけれども、地元の生産品がなかなか少ないだとか、お金がすぐあればつくのに、そこがないという、そういうところもあるでしょうから、そんなチャンスもどんどん発信してもらって、そんなところにこのまちはチャンスがあるのだというのをどんどんヒントを出していただきながら、みんなの気持ちを高めていっていただきたいと思えます。

終わります。

◎延会宣告

○副議長 水島美喜子君 本日はこれで延会します。
延会 午後 2時04分